

平成 26 年 11 月 4 日（火曜日）

第 3 回 松 島 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

（第 1 日 目）

平成26年第3回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1 番	澁 谷 秀 夫 君	2 番	赤 間 幸 夫 君
3 番	櫻 井 靖 君	4 番	片 山 正 弘 君
5 番	後 藤 良 郎 君	6 番	小 幡 公 雄 君
7 番	高 橋 幸 彦 君	8 番	今 野 章 君
9 番	太 齋 雅 一 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	菅 野 良 雄 君	12 番	高 橋 利 典 君
13 番	阿 部 幸 夫 君	14 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
総 務 課 長 兼 危機管理監兼 環境防災班長兼 選挙管理委員会事務局長	熊 谷 清 一 君
財 務 課 長	舘 山 滋 君
企画調整課長 兼企画調整班長	亀 井 純 君
町民福祉課長	阿 部 利 夫 君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本 間 澄 江 君
産業観光課長 兼観光班長	阿 部 礼 子 君
建 設 課 長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	安 部 新 也 君
水道事業所長	櫻 井 一 夫 君
震災復興対策監	小 松 良 一 君

参事兼産業振興班長	伊 藤 政 宏 君
参事兼建設班長	赤 間 春 夫 君
総務管理班長	太 田 雄 君
福祉班長	鷹 平 義 弘 君
学校教育班長	児 玉 藤 子 君
教 育 長	小 池 満 君
教 育 課 長	櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 26 年 11 月 4 日 (火曜日) 午前 10 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

11 月 4 日の 1 日間

〳 第 3 議案第 104 号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

〳 第 4 議案第 105 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

〳 第 5 議案第 106 号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

〳 第 6 議案第 107 号 工事請負契約の締結について【手樽地区防災まちづくり拠点施設建設工事】

〳 第 7 議案第 108 号 工事請負契約の締結について【本郷地区備蓄倉庫建設工事】

〳 第 8 議案第 109 号 工事請負契約の締結について【帰命院地区避難施設建設工事】

〳 第 9 議案第 110 号 工事請負契約の締結について【耐震性貯水槽（松島第一小学校・手樽地域交流センター・松島運動公園）整備工事】

〳 第 10 議案第 111 号 工事請負契約の締結について【町道高城・松島線避難道路整備その 1 工事】

Ⅱ 第 1 1 議案第 1 1 2 号 平成 2 6 年度松島町一般会計補正予算（第 5 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第3回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、私事ではありますが、11月7日に東北大学病院において手術のため地方自治法第152条第1項の規定により、11月7日から同月9日まで、副町長を町長の職務代理者に定めしたので、ご報告申し上げます。不在中は何かとご迷惑をおかけするものと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、条例が3件、工事請負契約の締結が5件、台風19号による災害復旧費に関する平成26年度松島町一般会計補正予算についてご提案させていただくものでございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番櫻井 靖議員、4番片山正弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第104号 松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第104号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第104号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、幼児期の教育や保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度が平成27年4月に本格スタートします。

この新制度において、市町村による認可事業として家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業が児童福祉法に位置づけられ、条例で設備及び運営の基準を定めることとされたため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） それでは、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由書の後ろにあります条例に関する説明資料により説明させていただきます。

この条例につきましては、町が家庭的保育事業等の認可、監督権限を持つもので、その認可等を行うにあたっての基準を定めるものであります。前回の全員協議会で説明をさせていただきましたが、家庭的保育事業等とは、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4累計となっております。

条例の基準の内容につきましては、基本的に国の基準に準じて定めているところでありますが、条例の第5条に町の基準である暴力団排除条例に基づき、排除規定を設け保護者が安心して預けられる環境整備をいたしております。

ページ、1ページをごらんください。

第1章総則につきましては、第1条から第21条の条立てとなっております。この条例は、4つの事業の共通する条例となっており、連携施設の確保、食事の提供、健康診断、事業の運営等の規定等を定めている条項となっております。

ページ、4ページをお開きください。

第2章家庭的保育事業につきましては、第22条から第26条の条立てとなっております。内容につきましては、職員の配置、保育時間等を定める条項となっております。

第3章小規模保育事業につきましては、第27条から第36条の条立てとなっております。内容につきましては、小規模保育事業のA型、B型、C型の職員配置等を定める条項となっております。

ページ、5ページをお開きください。

第4章居宅訪問型保育事業につきましては、第37条から第41条の条立てとなっております。内容につきましては、職員の配置、連携施設の確保等を定める条項となっております。

ページ、6ページをお開きください。

第5章事業所内保育事業につきましては、第42条から第48条の条立てとなっております。内容につきましては、利用定員の設定、職員の配置等を定める条項となっております。

7ページをごらんください。

附則第2条から第5条につきましては、この事業を実施するに当たり、5年間に限り調理設備等の設置、連携施設の確保、職員の資格、小規模保育事業C型の受け入れ人数について、基準を緩和する経過措置が設けられております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野です。

全員協議会なども通じて、いろいろ説明もいただいているところもあるわけではありますが、改めて進展をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず1つ条ごとに最初に質問をさせていただきますけれども、まずこの子育て支援関係の条例、今回3本ですか、出されまして、まず104号ということで家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ということになるわけでありまして、その中で3条、4条で最低基準の目的等ということ、あるいは5条で家庭的保育事業者の一般的原則ということがうたわれているわけでありまして、この中で町は最低基準を常に向上させるよう努めるものとする、というふうにも書いてありますし、さらに家庭的保育事業等を行うものは、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならない、ということが書いてあるわけでありまして。

例えば事業所の設備や運営の向上の状況について、年度ごとに確認するとか、あるいは向

上させるよう努めるとか、このことの対策をどういうふうに町としては考えているのか、その辺について伺いをしたいということであります。まず1点目。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 3条、4条、5条におきましては、今言われたとおり最低基準を常に向上させるようにと、そして5条におきましては、常にその改善を図らなければならないというふうな条項になっております。この事業の設備や運営は、町としてはこの基準よりもより高い水準を求める必要があるというふうには考えております。

それで、その確認については、もしこういう事業所が町の中に設置されたのであれば、それを定期的に監督というふうな立場で、その状況、運営状況、そしてまた職員の配置状況などを見させていただきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それについては、定期的ということなんですが、最低1年に1回は行うのかどうか。その辺がまず1つあるかと思います。それから、そうやって定期的に見直していくということになれば、最低基準の基準そのものが低い基準になっていくんだと思うんですね。そうやって見直していったら、事業者も見直しを行わなければならないという規定になっているわけですから、最低基準そのものが引き上がっていくと、こういうことになると思うんです。その場合にその町としてこの条例で最低基準の見直しを、例えば2年、ないし3年ごとに行うのかどうか、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今回の条例につきましては、やはり事業運営するためには、最低基準を定めていると。その中で、町と事業所の関係で、町がそのような判断をした場合には、この条項の見直しもあり得るというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、判断をした場合にはというクエスチョンがついているわけですが、当然最低基準がこの条文でいきますと、毎年度なりあるいは2年に1回なり私は上がっていかざるを得ないと思うんですよ。この条文の後にはしかも事業者はその最低基準より高いところに到達したときは、その到達点を下げてはならないという条文まであるんでしょう。ですから、基準というのはどんどん上がっていかざるを得ない。こういう考え方になると思うので、当然この条文で定めている最低基準そのものの見直しということが求められてくるとこういうふうだと思うんです。

そうしますと、判断したときはということではなくて、私はやっぱり2年ないし3年、あるいは5年ごとにこういうものの基準を見直すんだという規定としてここに盛り込むべきだったのではないかとこう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 現段階のこの国の基準におきましては、そのまま基準として条例を定めるわけですが、その運営状況について先ほども申し上げたとおり、最低基準を下回るようなことがあってはならないというのは当然でございます。確かにこの事業所、今やっている事業所もあるわけで、こういった事業所はその基準が下回ったからそれで下がるということは絶対あり得ないので、その基準は維持したままこちらで指導監督をしていくということになると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） いや、それはわかっているんですよ。だから、毎年度最低基準上がるでしょうと。だとすれば、最低基準の見直しそのものを自治体としてこの条文の見直しをすることをきちんと位置づけておかないとうまくないんじゃないの。そのためには2年ないし3年にこの条文を見直しますよという規定にするか、あるいは5年でもいいですけども、そういう規定をここに盛り込んでおくべきだったんじゃないかということなんです。

そうでないと、いつまでもたっても新しく事業所解散して、新しく事業として参入しますとなると、基準はさっぱり上がらないことになるんでしょう。結局はね。本来、今回の新子育て制度ですか、これは私はやっぱり待機児童や何かが全国的に多数いると。その解消を目指すために打ち出されたという側面が非常に強いと思うんです。そのために、非常に安上がりなこの保育施策をつくり上げてきていると。本来であれば、認可保育所であれば保育士や何かの資格が必要なのに、そういったきちんととした資格がなくても、保育事業に携われるようにしてしまったと。ここが問題だと思うんですよ。

だとすれば、今行われている少なくとも現状の保育水準を維持する、下げないという努力が本来求められなければならない。そのために私は、こういう基準をつくってその基準を毎年度引き上げていく、あるいは引き下がろうとするものにするものに対しては、引き下げてはならないというこの条文をつくっているんだと思うんです。結局のところ、何年か後には、現状の保育水準に全体が到達せざるを得ないという中身になっている私は条例じゃないのかと。だとすれば、そういうものとしてこの条文を構成する必要性があるんじゃないかと思うので、その見直し基準というのはどうなんだと聞いているわけなので、するのか、しない

のか、そのところだけお答えください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に今野議員が言われるとおり、松島町の条例なので、町独自で考えたかどうかということだとは思いますが、基本的には国の準則のために、国が定めた日本全国の中で待機児童とかそういう方々がいるということでこういう基準、最低基準というのができたのかなと思います。

じゃあ、これが松島町に独自で当てはめて、例えば児童保育の1人当たりの面積とかを町独自にやるかということが、最終的にあるのかなと思います。それはそれとして、やっぱり私たちもこの条例をつくるに当たって、最初は町独自で考えてできるかということがあります。ですから、最低基準というのはあくまでも最低ですから、これより下がないということで、いろいろ条文の中になっているということで、これがじゃあ国の施策とかいろいろ運営基準とか、国の上の法律が変わってくる段階で、それが変わるのかなと思います。

ですから、必ず見直し規定を入れるとか、そういうのは今のところは松島町としては考えておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 私としてはこういう条例の中身だとすれば、そういう見直し規定もきちんと入れて、本当の意味で保育というものが充実されていく方向性をこの条例自体がやっぱり持っていくということが大事なのではないか、なかったのかということだけは言っておきたいと思います。次にいきます。

その次の5条の4項に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表しと、こういうふうにあるんですが、外部の者と規定した場合、これはどんな人でもいいのか。どういう人を想定しているのか。また、結果の公表方法というのはどういうふうに行われるというふうに考えているのか。その辺について伺います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 4項の定期的に外部の者による評価を受けてということで、今私どもで考えておりますのが、子ども・子育て会議というものが設置されております。そのメンバーによるこの評価を受けてというふうなもので、今現在考えているところでございます。

この結果は公表というのは、その結果を受けた家庭的保育事業者は、その公表をしなければならないということになります。（「どういうふうに公表するか」の声あり）公表の仕方

ですね。若干その内容の細かいところまでは、今のところちょっと不透明なところがありますが、公表ですからとにかくその結果をホームページかそういったもので、やらざるを得ないのかなと一般の方々に全てわかっていただくというふうなことでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わからないというのが率直な話であれなんですが、言ってみれば事業者が公表したと、おらほうの事業者の前に役場みたいに告示板みたいのがあって、あそこに張ったから終わりだよと、それで済ませるのかどうか。あるいは町として責任を持って、広報紙に一定の公表結果を載せるというふうにするのか。今インターネットという話もありましたけれども、インターネットはやっている人はやっていますけれども、やっていない人はやっていないんですから。やっぱり全体の認識としていく上でどうなんだということを考えたときに、公表の仕方について町としてどういうふうにするのかということが、本来もっと明確にならなければならないのではないかというふうには思うんですが、もう1回その辺お答えあるのであれば、お願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 一番は、その事業者を利用されている方々、一番は保護者だと思うんですね。そういった方々に対しては、やはり公表の結果をプリントした形でそれを公表するよということが第一義的な責任だと思います。さらに、そういった事業の運営について、正しくこういうふうにやっていますよと、やっていますよというかその内容についてはやはり広報紙の手もありますし、あとはさっき言ったホームページというものもあるかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それで、当然町のほうにも公表した結果が来るかと思うんですが、その町のほうに来た公表の結果について、例えば議会で要請すればその内容について公表すると、責任を持って公表するということになるかどうかだけ確認をしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に事業者が外部で受けて、公表するということということになれば、当然公表というのは公にしなければならないということで、ホームページは二の次というか、基本的に今の日本では公表というのは紙ベースということになりますから、紙ベースで公表するというのが基本だと思います。そこは訂正したいと思います。

あとは、当然議会からの請求とかあれば、それは公表の対象になるとは思いますが、

基本的に条例をつくって、この中の条文ごとに運営基準をつくらなければならないと。その中でこまかく公表の仕方とかも取り決めていくということで、先ほどの不透明とかそういう言葉は、課長の言葉は訂正を願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 現状、条例上はこうやって今提案されていますけれども、いろいろ細部の規則や何かの部分についてはこれからだということだと思います。ぜひ今お話ししたような方向でお願いをしたいと思います。

次、6条ですけれども、保育所との連携ということで、連携施設の確保が著しく困難であると認める地域において家庭的事業を行う家庭的事業者等についてはこの限りではないと、こういうふうに書いてあるんですが、困難であると認められる地域を想定しているのかどうかですね、本町において。入所の幼児が3歳を超えたときに、その行き先の問題ですよ。それはどういうふうに行政として対応するのか。実際該当する地域があるのかどうかということも含めて、お答えいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 連携施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において、家庭的保育事業者等を行う家庭的事務所についてこの限りでないというふうな内容になっております。

これについては、想定されるのは松島町としては、この部分では該当するところはないのかなと。というのは、町内には幼稚園、保育所、そういったものがもちろんありますし、そういったところで一応確保できる町ではあるというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。基本的にはないということですね。北部地域のほうに行ってもそれは生じないであろうと。こういうことでいいということですね。わかりました。

次ですが、第7条で非常災害に対する具体的計画を立てなければならないと、こういうふうにあるんですが、事業者が計画を作成する段階で行政側との打ち合わせ、あるいは行政側としての指導監督ということについてはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これにつきましては、非常災害に対する具体的な計画と、これはこの間みたいな本当の大きな災害が来た場合に想定する具体的計画になると思います。

町の防災計画というものは、一応あるわけでございまして、その計画に沿った内容に沿う

ようなその事業者においては、その計画を具体的に立てているということが基本になるかと思いますが。

○議長（櫻井公一君） 今野議員、もう一度質問してください。

○8番（今野 章君） だから、計画を作成する段階があるわけですよね、事業者もね。そのときに、町のかかわり方ですよね。町は全然かかわらないで事業者が勝手に自分たちの計画はこうだというふうにしてつくるのかどうかですね。そこのかかわり方はどうするのかということで、もし出来上がったときにはその計画に対して町として指導なり、監督なりをするという行為をするのかどうか、その辺どうなんですかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） もちろんこの計画を事業者が立てた場合には、町として指導に当たるべきだというふうには考えを持っております。

○議長（櫻井公一君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 6ページの第18条に家庭的保育事業所等の内部の規定ということで、ここに8番の緊急時等における対応方法、そして非常災害対策というものが打たれております。これは事業所等における内部規定として定めるべき内容になっておりまして、こういったところを町としては認可のための確認もしなくちゃいけないというふうにはなると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 確認をするということになると、だからその指導監督もするということになるんだと思うんですが、この規定を、計画をつくるわけでしょう、計画をつくるわけだよね。この規定に従ってね。そのときに町としては計画作成段階で、事業者と打ち合わせをして計画はこういうふうにしたほうがいいのか、こういうことではだめだということも含めて、相談に乗ったりなんたりというのはあるんですかということ、まず最初に聞いたのはね。その辺はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然家庭的保育とか、要するに事業所そのものが松島町に申請して認可をもらうわけですから、当然事前協議ということがあります。そうすると、非常災害のときには、当然施設そのものとしての基準はあると思うんですけれどもね。大きいところ、小さいところ。施設と。それが、第一前提だと思いますけれども、先ほど福祉課長が言った松島の防災計画というか、松島町の独自のはあると思うんですね。あと地域において。とい

うことで、事前にそれは協議の段階で事前協議ですね、の段階で町としての基準が、要するに運営基準を町としてもつくらなきゃならないと、つくるといふことがあると思うんです。それに沿っているかどうかというのが事前協議の中で話し合っ、じゃあ災害のときはということで、指導的な立場はあると思うんです。そして、正式に申請をもらって認可ということになると思います。

あと、じゃあそれで終わりかということはないと思います。あとその間に月に1回とか訓練とかしなきゃならないので、途中で施設というのは当然認可しっぱなしではなくて、途中で検査ですね、事業所の検査は入るということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。町が一定程度関与しながらということになると思います。地域の防災計画と全体として方向性が一致しているところもないと、事業所だけが単独でこの災害時の対応をするなんてことにはならないと思いますので、今つくっている防災計画との整合性上の問題も含めて、その辺がどうなっているのかわかりませんが、きちんと整合性をとりながら、やっていただきたいなというふうに思いました。

次なんです、ずっと飛んで17条ですか、17条のところでは利用乳幼児と職員の健康診断について規定をしているわけです。利用乳幼児については学校保健安全法に準じるということで規定があるんですが、職員の健康診断については特に利用乳幼児の食事を調製する者につき、綿密な注意を払わなければならないと、こういう規定だけになっているので、その他で何かきちんとした法律の網がかかっているのかどうか。職員の健康診断等々のところでのいわゆる上位法との関係でどういうふうに規定されるのか。この辺についてお伺いをしたいというふうに思ったわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然、ここの施設というのは、小さい、大きいのでいいということではありませんけれども、入っている子供たちに対しては、上位法ではないんですけれども、学校保健安全法、これに準じて、要するにこれに倣ってやりなさいよということだと思います。じゃあ、職員に対しては上位法はないというのが実際の中だと思います。この施設そのものでは。

ただ、ここの中で実際調理する人だけは綿密な注意、要するに検便とかそういうのをしなければなりませんよというのが事前協議の中でそういうのが出てくるのかなと。そういうのがチェック項目になるのかなと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） これも多分これから準備する規則や何かの中で規定されるのかなというふうには思うんですが、いわゆる食品衛生法だとか、食品安全基準法だとかいろいろあるわけですよね。そういう上位法との関係で、ここの部分というのはちゃんと規定されるのかどうかということを知りたかったんですが、そういうことになるんでしょうか。どうなんでしょう、具体的には。そうでないと、非常に曖昧な規定のような気がしてしょうがないんですね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今野議員が言われるとおり、条例にもこまく入れなさいよというのが今野議員さんのお考えかと思えますけれども、実際法律の中で行政の中で条例、あと規則、運営基準というか運営規程、そちらのところでこまく出てくるのかなと思えます。規則もある程度はつくりますけれども、実際は運営基準とマニュアルで、分厚いやつになると思うんですが、そこでチェック項目が入って、そこで衛生法とか何とかに準じるとか、どうするのかということがなろうかと思えます。

じゃあ、どういうんだと、今質問されても、これが施行までの期間がありますけれども、その中で当然私たちは町独自でそれをつくるのかというと、正直に申し上げますと、国からの基準とか、それに宮城県で独自というのをある程度入って、それを準則みたいなのをもらって、あとは町独自でつくるのかなと思えます。つくるということになります。

ですから、先ほど話戻りますけれども、防災計画でも国、県、松島であれば松島の地域防災計画の体制とか連絡網とかありますから、その地域に合った流れの中で当然町独自の分がそういうところで出てくるのかなと思えます。

ですから、ここの健康診断そのものは町独自の中であるものではなくて、ある程度国からの基準に沿った形でなろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか運用規定や何かははっきりしていない中で、曖昧模糊とした形で、じゃあ我々は条例を審査して議決をしていかなければならないのかと、こういう問題にもなるわけで、本来であればやっぱり条例を提案する段階で、ある程度の運用規定なり規則なりというものができ上がっているということが私は本来望ましいことだと思うんですね。残念ながら、特に子育て支援法関連の条例につきましては、国のほうの出し方が非常に遅かったということもあって、おくられているのはわかるわけでありまして、なかなか聞い

でもこれからだという中身が多いということについては、これで本当に我々議決していいんだろうかと、こういうやっぱり疑問になっていかざるを得ないと思うんですね。

できれば、だからこういうことについて担当のところでも疑問を持って、これとのかかわりで上位法等はどうなんだというところも、ぜひ考えていてほしかったなと思います。

それから、次なんですけど24条で保育時間の規定がされているわけでありすけれども、家庭的保育では保育時間が8時間と、こういうふうに規定をしているんですね。書いてあることはわからないわけではないんですが、一般的に正社員の形で働いている人たちは、1日の労働時間というのは基本8時間と、プラス残業というようなことが想定をされるわけで、1日の保育時間を原則8時間とするということ自体に、もう最初から無理があるんじゃないかと。単純に言えばそういう疑問を一般的には抱かざるを得ないんじゃないかなというふうに私は思います。

そういう点では、本来であれば前後1時間ぐらいの時間的余裕を見るということも必要だったのかなというふうに思うんですが、これは短時間保育、それから延長保育でしたっけ、2種類に分けたうちの短時間保育の時間に相当する部分ということになると思うんですが、この原則8時間を選択する意味が私はいまひとつわからないんですが、延長として前後例えば1時間ということになれば、保育料との関係も当然出てくるんだろうと思うんです。その辺についての影響等々も含めて、町としてどういうふうに考えてこの8時間という設定になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この保育時間につきましては、ここに規定されている1日8時間原則というふうなことでなっております。その後に、乳幼児の保護者の労働時間、その他家庭の状況を考慮して家庭的保育事業を行う者が定めるんですよということになります。もちろん今、今野議員さんがおっしゃいました親は8時間で、パートだけの仕事ではなくて、一応8時間を超える勤務というのがあります。ここで、その延長についてはこの後の文言によって延長できるものというふうな考えを持っております。

それで、確かに短時間保育と標準時間保育というふうなもので、一応料金体系、今見直しを図っているところですが、そういったもので8時間を超えたものの標準時間ですね。標準時間になったものとこれは分かれるという、分かれるというか基準を定めなくちゃいけないと。基本的にそうなると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○ 8 番（今野 章君） だから、短時間保育の 8 時間で原則やったらば、残りの前後 1 時間、保育所に行く前の 1 時間なり、あるいは保育所に迎えにいく後の 1 時間なり、プラス 1 時間、1 時間合計 2 時間が出てくるわけでしょう。その部分については、保育料としてはどういう形で取り扱いになるんですか。これはいわゆる事業者に保育料とは別の形でやるのか、それとも延長保育という形で別料金枠なのか、それから標準時間保育というのはもともと最初から 11 時間ぐらいですよ。それでやったらば、どうなのかと。その差はどういうふうになっていくんだと。どっちが得なんだという話にならざるを得ないと思うんです、私は。多分標準時間保育のほうが得なんだろうと思うんです。

そのときに、原則 8 時間でこれをやってしまうと、保護者は余計な負担をせざるを得なくなるんじゃないかと、今よりね。わかりませんよ、保育料がどういうふうに設定されているのか、私たちはまだ全然聞いていないんですから。わかりませんけれども、そうなるんじゃないかと思うので、どうなんだということなんです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今町民福祉課長が答えた保育料のお金とかというのは、これは松島町立の保育所の話をしているものですから、それは関係ないということは訂正したいと思います。これは、あくまでも家庭的保育事業者がやった場合ということなんで、今のは松島町の事例なので、保育所なので、これには当てはまらないということで、それだけは訂正したいと思います。

ここでは基本的に 8 時間が原則ですよ。今野議員が言われたとおり、10 時間とか 11 時間にすれば、保護者にとってはその枠内の前後であれば、保育料としても安くなるんじゃないかということはあるかもしれませんが、それはあくまでも事業所が決めるものであって、それを町として保育料が認可の基準になるかどうかということがあると思うんですけれども、あくまでも町として認可の基本は、時間の制約とあと早朝保育、あと延長保育ですか、そういう場合はどうなんだということで、料金そのもの設定が認可の基準にはならないと。料金が例えば延長保育幾ら、例えば 1,000 円ですね、2,000 円にするとか、それが基準ではなくて、あくまでもここは時間の設定の仕方とあとは入っている方々が前後する場合は、事業者が定められるということであって、料金そのものを認可の基準に当てはめるということではないと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○ 8 番（今野 章君） よくわからないんですが、公的保育所、松島で言えば松島町立保育所、

それからこれから入ってくるであろうこの家庭規定保育事業等々の中身においても、いずれにしてもこの公定価格によって算出をされて、そこから標準保育料というものが算出をされて、それに基づいて短時間、あるいは標準時間の保育と、保育料というものが算定されるのではないんですか。そうすると、あくまでも8時間という時間の規定だけだとは言いつつも、最初から11時間というふうに規定したのと、8時間という規定では、保育料にやっぱり違いが出てくるのではないんですか。まず、そのこのところだけ確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際事業所がすれば、それは保育料で例えば松島の保育所でも保育料としてそれを8時間にした場合、11時間にした場合というのは当然事業者としては、それはいろいろ計算式があつてなります。じゃあ、ここは事業所として認可するかどうか、許可するかどうかという基準の中では、じゃあ認可である松島町が口出しできるかということとはできないと思います。

ただ、補助金とか国からとか、来ますよね。そのこの計算式では、事業者の中身で補助金の計算式では変わると思います。ですから、それは補助金のほう、要するに給付金というんですかね。今であれば普通補助金という形ですけれども、給付金の中で変わると思います。

じゃあ、この条例はあくまでも運営とかそういう基準の中で、保育料そのものを高いですよ、安いですよ、上げなさいということとは言えないと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私はね、保育料高い、安いと言っているんじゃないんですよ。短時間保育にするか、標準時間保育で規定するかによってもとものとところが違ってくるんじゃないかということを言っているんですよ。別に保育料云々でないんですよ。そのことによってもとものの保育料の単価が最初から違ってくるでしょうと。町は8時間と、ここで原則8時間とすると決めているわけでしょう。原則11時間でも構わないわけでしょう、これは。それは何で短時間保育のほうで標準時間保育にできなかったんだと聞いているんですよ、私は。聞いていることはね。

それをなぜ聞いているのかというと、それは保護者の負担に大きくかかわるから聞いているんですよということを言っているんですよ。そうではないんですか、関係ないんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） じゃあ、例えばの話をここで言っているかどうかはわかりませんが、8時間の場合、Aという金額がありますね、事業所。じゃあ11時間にした場合、事

業所はAにするかというのと、Aにしないと思います。Aプラスアルファになると思うんです。確かではないんですけどもね。普通、事業所としては8時間と11時間で保育料が両方ともAにはならないと思います。ならないです。（「規定してちゃんと保育料は決まっているんだよ、最初の保育料は」の声あり）

○議長（櫻井公一君）　ここでちょっと休憩を入れて、少し整理させようかなというふうに考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開を10時55分と。

午前10時45分　休　憩

午前10時55分　再　開

○議長（櫻井公一君）　それでは、会議を再開いたします。

8番今野　章議員から多々質問が出ておりましたので、答弁整理をさせましたので、答弁させます。高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　今の質問は、町民福祉課長のほうから話はいたしますけれども、この子ども・子育て関連三法というのは成立してから来年の27年4月から本格的にスタートするというので、町長も答弁しましたけれども、この条例そのものは町で出すというのが基本だよと、町で認可するというのがあって、町で条例を出すと。じゃあその標準的なものとかは、国のほうである程度つくって、県を経由で来ているということで、運営基準とかこまかいところになると、実際事実の話としては国も今一緒に動いているということで質問しても、明快な答えが県から来ない場合もありました。それは私たちも疑問に思っ、て、問いただしても、今国のほうでまだ流動的で動いているというのが実情であります。

じゃあ、あと先ほどの質問は福祉課長のほうからお答えいたします。

○議長（櫻井公一君）　阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君）　この保育時間第24条の1日につき8時間を原則というふうなものにつきましては、この事業を行うためには8時間を原則とした家庭的保育事業でなければならないということをここにうたっているわけでございまして、ここで利用する子供、乳幼児については、少人数できめ細かな保育を受けることになるわけでございます。

それで、先ほど保育短時間、そして保育標準時間というふうな内容がありました。これにつきましては、基本的に町で定める保育料というものが基本的にこの事業所においても、その保育料が一応利用料として、親が負担するというふうな内容になります。

上限の中で今現在保育料設定しています。これとは変わらないあれで、設定は持つていくというふうなことで、私たちは考えております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今の保育料を町で定めるというのは、あくまでも上限ですから、そこだけは、この金額で必ず保育料をしなさいということではなくて、その内数ですから、じゃあこれがどうなるかという、松島では競争性が、こういう事業所ができるかという、今のところは多分ないであろうと想定されます。それは、町立保育所で未満児とかいろいろ見ているからないということです。

じゃあ、都市部とかどうなのかということになると、当然競争性が発生しますから、上限の内数でいろいろ競争性が発生するのかなと。ただ、今野議員がじゃあこれは町の条例だよということがありますけれども、それは国からの標準をもとにほぼ暴力団とかは別にして、国の標準的なものでつくっているというのが実情でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） なかなか何度聞いても、国が、国がという答弁で、国が、国がというのは余り好きじゃないので、困ったもんだなとこう言わざるを得ませんけれども、地方分権ということが叫ばれて、地方の時代などとも言われてきているわけでありましたが、今なおこうやって準則に基づいて条例をつくらざるを得ないという、そういう実態というのは現実の今の地方自治体の姿なのかなと思わざるを得ないと、仕方ないのかなと思わざるを得ないというのが現状なんではないかな。

それで、次に移りますけれども、次、27条以降小規模事業所について規定をしているわけですが、ちょっとわからないのでお聞きするんですが、29条ですね、職員の規定があるんですが、この29条の（4）、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人と、こういうふうにあるんですが、小規模保育事業というのは、3歳未満の事業所というふうになるというふうに認識をするわけですが、（4）で満4歳以上の規定ということは、これはどうして必要なのかなと、そこがわからなかったのでお教え願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 基本的に一応3歳未満というふうなことで、この保育というものがあります。ただし、例外規定が一応ありまして、やむを得ず受け入れる場合というふうなことになるれば、この4歳以上というふうなものも該当してくる条項になりますので、そういった規定を盛り込んでいるものでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 例外規定ということなのですが、ちょっとその例外規定というのは、例えば（3）もそうなんですけれども、（3）は満3歳以上満4歳に満たない児童と、（項第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限り）と次号において同じと書いてあるんですが、これはそうすると小学校入学までこの小規模事業所で預かってもらえることができるというふうになるんですか、最終的にはもう、これに該当すれば。そうすると、小規模事業所というものの性格がそのことによってすごく変わるような気もするんですけれども。せいぜい4歳ぐらいまでだったら、行き先もないので仕方ないかなと思って読むんですけれども、4歳以上も小学校入学前までも全部これでやれるということについては非常に疑問を持つんですが、どうなのでしょう。そういう事態は想定されるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 最初の条項では連携施設を設けて、保育所や幼稚園につながるさいよというふうな条項は確かにあります。

ここで、その受け入れについては、必ずしも小学校までと内容的にはそうなるかもしれませんが、例外的なものでこの受け……。

○議長（櫻井公一君） それでは、ちょっと詳細を鴈平福祉班長。

○福祉班長（鴈平義弘君） 4歳以上の児童について、小規模保育の中で受け入れる場合があるということにつきましては、基本的には受け入れるところではないんですけれども、ほかの保育所のほうで待機児童が生じた、そういった特定の事由に限り受け入れる場合が生じてきます。そのときに、こういった規定を設けておきまして、その受け入れができるという規定になっておるところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 例外規定だから多分そういうふうには読むんだと思うんですが、結局小学校入学前までオーケーということになるということになってしまうので、本来この小規模事業所を設置することの目的と、かけ離れてしまう可能性が私は大いにあるのではないかなと気がするんですね。そういう意味で本町においては、先ほども連携施設でなくなるような地域はないという答弁をされたわけでしょう。だとすると、この4項なんてのは本来書かなくてもいいぐらいの中身なんではないかなと。国から示された準則だから、しょうがないから書くんだとこういうふうになるんでしょうけれども、どうなのかなというふうに今思って読んだものですから、ちょっと聞いてみただけです。答弁はいいかな。次にいきます。

最後、もう一つ同じようなことなんですが、最後じゃないですね、あと2つあるんですが、小規模事業所のC型の利用定員ですね。これも、小規模事業所6人から19人という法律的には規定になっているんですが、これはC型について6人から10人というふうにする意味合いというのはどういう意味合いがあるのか。その辺について。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 小規模事業所A型、B型、C型それぞれあるわけございまして、A型については19人までと、そしてC型については6人から10人、そして11人から15人程度をB型というふうな分け方でございますので、この6人から10人とC型を設定していると。5人以下になりますと、家庭的保育事業というふうなものになります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ちょっとわからなかったんですが、私は小規模保育事業所、これも6人から19人というふうにししか見ていなかったもので、今みたいな分け方があるということなんですが、これは法律でそういうふうの規定になっているんですか。A型は19人まで、それからB型は15人まで、C型は10人までとそういうふうには法律で規定になっているんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 19人までが一応A型、そして6人から10人、（「法律でそうになっているのかと聞いているんです」の声あり）基準ではそのような形に定められております。

○議長（櫻井公一君） 法で定まっているのね。ちょっと待ってください。（「済みません」の声あり）町民福祉課長。さっきから指名しています。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 次の条例に一応特定教育保育施設の運営、定める条例あるんですが。（「出す順番が間違っているんだ」の声あり）こちらの13ページにその特定地域型保育事業の運営に関する基準と、利用定員定められております。その中で、（「法律でないんだべと言っているの」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 今言った数字が法で決まっているのかと、運用基準なのかと聞いているんだから2つに1つ、どっちなの。班長なら班長答えて。ちょっと待ってください、今答弁整理させますから。

今、今野議員が聞いたのは、A型、B型、C型の人数の確認ですよ。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 13ページの第35条事業所のC型ということで、法第6条の3、10項の規定にかかわらずと。じゃあこの規定が何かということを今野議員が聞きたいとは思いま

すけれども、そこでこの10項というのは、この法律で小規模保育事業とは次に掲げる事業を言う。ここの中でいろいろありますけれども、利用定員が6人以上19人以下であるものに限るということで、今野議員が言ったとおり、CとかBとかついていませんけれども、保育事業と小規模保育事業というのは6人から19人が基本的にだよということなので、その規定にかかわらずここでCの場合は、6人から10人以下ということに規定して分類しております。（「そいつ読めばわかるんですよ。何でそういうふうにしたんだと、その数にしたんだと聞いている」の声あり）そこになるとまた……。 （「そいつは書いてあるとおりの」の声あり）

じゃあ、そこでなぜ分けたかということなんですけれども、先ほどと同じように申しわけございませんけれども、その中でA、B、Cという分類の中でこれが妥当であろうという国の考えの中で、町も従う、従うという言い方はないですね、それを準用、先ほど地方分権の中で、準用という言葉はなかなか使ってはいけないよということはあるんですけれども、それを参考にしたと。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。いいです。法律上は19人までだけれども、町としていろいろ考えた挙げ句にC型についてはね、分けて考えた。いいです。次にいきます。

次なんです、これは29条で、居宅訪問型保育事業では家庭的保育所が保育できる乳幼児の数は1人となっていると。1人だとかいうふうに規定しているんです。例えば3歳未満の乳幼児が2人いる家庭で、2人してインフルエンザにかかったと。保育所にも行けないし、どこにも預けられないと。居宅型の訪問介護事業所に頼まざるを得ないといったときに、やはりこの2人子どもを病気で自宅にいるものですから、2人の居宅訪問事業者が来て、保育を担うということにやっぱりならざるを得ないのかどうかですね、この規定からいけば。

一家で2人同時にインフルエンザかかって、そのときに来て見てもらいたいということ、ケースはこういうことを想定しているのかなと思うんですが。そういう場合に1人で2人を見てもらうわけにはいかない。やっぱり1対1だから2人来てもらうと。こういうことにならざるを得ないのかどうか。読めばそういうふうにはならないんですけれども、ならないと思うんですが、保護者にとっては2人も保母さん来て、一人一人子供見てもらったら、これもまた保育料大変なのかなと、こういうふうにも思うものですから、こういう場合は1人でもいいよとかそういうふうにはならないのかどうか。その辺どうなんですか。具体的運用の面では。どういうふうに、何か別の読み方があるんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） ここで見ている家庭的保育者が1人というものは、これは原則としては1人の子供を見るというのが第一原則でございます。

兄弟でもしそういったことがどうなのかと、そこまで想定することを今考えていなかったのですが、実際基本的に1人と1人ですので、やはりこの基準から言えば1人対1人というふうなことで、2人を派遣せざるを得ないのかなというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） せざるを得ないということであれば、それ以上の答えはないんだと思うんですが、こういう場合、ケースケースでいろいろ家庭の負担、1カ月も2カ月もとそんなことではないと思うので、大したことないと言えば大したことないのかもしれませんが、やはり一遍に2人がそういうふうになったというときに、一時的にそういう保育の支出がふえるということは、今の若い人たちの生活の状態考えたときに、やっぱり大変だと思うんですね。そういうことにも思いを寄せながら条例をつくるということが、私はうんと大事なんではないかなというふうに思うんですが、残念ながら病気の程度にもよるんだと思うんですが、2人でいい場合もあるんだと、2人に対して1人でもいい場合があるんだというようなことも考えられないのかどうかですね。これこそそういう中身を運用規定の中で規定できないのかどうか。議長がもう1回聞けというので、聞きますけれども。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 39条、1人は1人ということなので、それを超えて運用規定ではできないと、いかなる場合でもできないというのがやっぱり基本的に条例がありますから、それを超えてはならないということなので、おおむねとかそういう言葉がつけば、別なところではおおむねという言葉は使っていますけれども、ここは使っていないということになると、おおむねも入らないということになりますから、できないと。ですから、規則運用規定の中でもできないということです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、副町長が言うようにおおむねと入れるわけにはいかないんですかね、この条例に。だとすればですよ。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） やっぱり居宅訪問型保育ということで、家庭的保育ということにな

れば、おおむねということがなれば、悪用されるという言い方はあれなんですけれども、そういう基準を過大解釈してということになれば、うまくないということで1人は1人ということで、このような条例に国のあれはなっていますけれども、それも参考にしながら町で1人が1人ということに定めました。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

私もちょっとわからないところがあるので、1つだけお伺いします。

1ページじゃないな、この条例の第2条第9項、これはどういう、ここに載っているのはどういう意味なんでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 小幡議員、もう1回言ってください。

○6番（小幡公雄君） 第2条第9項のここに掲載されているのは、どういう意味なのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 家庭的保育事業等云々ということですか。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 第2条第9項につきましては、家庭的保育事業等というものをここで説明しているものでございまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業の4つの事業を指すものでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。それでは、原案に反対者の発言から許したいと思います。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） どうも、今野です。

議案第104号ですか、松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定ということであります。この後いろいろ出てまいります議案105号、106号、これらも子ども・子育て支援制度の関連する条例ということになっているわけで、まだ審議はしておりませんけれども、これらの内容も含めて全体として討論もしておいたほうがいいかなというふうに思っ、大枠で討論をさせていただきますけれども、今回の条例制定については、家庭的保育や小規模保育、事業所内保育において、保育士資格を持たない者による保育を認めるという規制緩和が行われるという、そういう内容になっているわけであります。

これまでは、認可保育所では保育士による保育が原則行われてきましたが、今度始めようとしている家庭的保育や小規模保育等では資格がなくても一定時間の研修や訓練が終了していれば、保育できるという内容になっているわけであります。認可外の無認可保育所などの児童の乳幼児の死亡率が高いというふうに言われることが多いわけでありますが、その要因については、無資格者が保育に従事する割合が高いなど、専門性が蓄積されにくいことが要因と推認されるというぐあいに、日弁連等から指摘がされているところでもあるわけであります。

子供の命と安全を守って、かつ成長発達を保証するという仕事は、極めて専門性の高い仕事であり、だからこそ認可保育所での職員を保育士という形で規定をしているものだと考えるものであります。

また、食事の提供という問題についても、これまでは保育所内での自園の中での調理ということが原則でありましたが、今後は外部からの搬入も認めていくなど、これまでの認可保育所の基準からの後退が非常に目立つ内容になっているわけであります。私は、この間も少なくともこれまでの保育所の水準を引き下げないという立場が大事なのではないかということを申し上げてまいりました。そういう点では、保育の向上ということを言うのであれば、これまでの認可保育所の水準を維持し、また向上させるという方向で家庭的保育や小規模保育などに広げていくことこそ、求められているのではないかと思うところであります。

国のほうは、都市部を中心とする待機児童の解消や、保育士不足の解消を図るためとして、安上がりの保育事業をつくり上げようとしているのではないかと思います。大切なことは、専門職である保育士をしっかり確保する、そのことができる処遇改善を図っていくということが大切なことだと思います。こういう点で国のこうしたやり方では、子供たちが受ける保育に今でも生まれつつある格差、これをさらに拡大していくということにつながっていかざるを得ないというふうにいるところでもございます。そういう点で、町は質の高い保育をどの子供にも保証するという立場で、国の公的保育の後退と子供をもうけの対象とする保育の市場化に反対し、そういう声を上げて自治体として保育の水準を守り、向上させていくことにこそ、力を入れていくべきであると考えるところであります。

そして、今これまで質疑を通じて、まだまだ疑問点を解消するには至りませんでした。多分次に審議をされます105号、106号議案についても同様の考え方が貫かれていると言わざるを得ないと思いますので、こうした議案については何とも賛成できるものではないということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

まさか賛成討論をする立場になろうとは思っていませんでしたが、あえて反対討論が出ましたので申し上げます。

この議案に対しては、今まで議論の中で新しい親御さんの子育て世代に合わせた形での支援制度になるのが中身であると理解をしております。私も大卒の観点から、説明になるかと思えますけれども、そのような親御さんの思いに応えるための支援制度でありますので、1時間のこの議論の中でなかなかお互いに不透明、不確定な部分がありますけれども、そこは大卒で捉えていただきまして、104号に関してはこの提案理由にありますけれども、市町村による許可事業として、家庭的保育事業等が児童福祉法に位置づけられ、条例で説明及び運営の基準を定めることとするための議案でありますので、私はこれを是といたしますので、賛成の討論いたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第104号松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第105号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第105号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第105号、松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て新制度の実施において、子ども・子育て支援法により、市町村は特定教育保育施設、認定子ども園、幼稚園、保育所及び特定地域型保育事業、家庭的保育事業等4事

業を教育保育給付費の支給にかかる施設として確認することが位置づけられ、条例で運営基準を定めることとされたため、条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、提案理由書の後ろにあります条例に関する説明資料により説明をさせていただきます。

この条例につきましては、特定教育・保育施設及び地域型保育事業の事業の運営について町が確認するため、基準を定めるものであります。

特定教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園、保育所の施設を言います。地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業であり、この施設や事業の運営が給付費の支給に係る事業を行うものとして、基準により運営されているか町が確認することになります。

条例の基準の内容につきましては、基本的に国の基準に準じて定めているところであります。条例第3条に町の基準である暴力団排除条例に基づき、排除規定を設け、保護者が安心して預けられる環境整備をいたしております。

資料1ページになりますが、第2章特定教育保育施設の運営に関する基準につきましては、第4条から5ページまでになります、第36条の条立てとなっております。内容につきましては、利用定員に関する基準、運営に関する基準等の条項となっております。

ページ、5ページをお開きください。

第3章特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、第37条から7ページの第52条の条立てとなっております。内容につきましては、事業の利用定員に関する基準、運営に関する基準等が定められております。

ページ8ページを見てください。

附則3条から第5条につきましては、施設型給付費に関すること、小規模保育事業C型利用定員、特定地域型保育事業者の連携施設の確保の経過措置が設けられています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業ということで、余りないんですけども、第6条ですね。第6条のところで利用定員の総数を超えた場合の選考について規定がされております。3項で指定認定に基づき保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子供が優先的に利用できるよう選考するものとする、というふうに書いてあるわけでありましたが、支給認定というのは多分町が、行政が行うことになるんだと思うんですが、この定員を超えた場合の選考にこの認定が非常に大きな影響を及ぼすということになっていくと思います。

本町では多分、定員を超えるということは今の段階では余り想定できないというふうにも思うわけでありましたが、いずれにしても支給認定の段階での認定の公平性の担保と、公平性が保たれることが大事だと、その公平性を担保するためのこのシステムといいますか、事務の流れといいますか、そういうことについてはどんなふう考えているのかなというふうに思ったわけです。

これは、例えば支給認定を行うに当たって度合いを数値化しておくものなのかどうかですね、その辺はどうなのか。公平性担保ということについてお聞きをしたいということであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この保育の必要性の程度でございます。今現在も保育所に入所する際には、その保護者が働いている時間、そして自営業とかそういったものを勘案して、あとパートとかそういったものがあります。そしてあと、余りはないんですが虐待というふうなものもその位置づけとして、一応保育の認定の中で位置づけを順番的につけていきまして、今も点数としてつけて、一応入所させるということになっておりますので、その点数が高いほうが優先順位が高いというふうなことで、今やっております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。そうすると、現状の保育所の入所基準に基づきながら、既に数値化されているということで、そういう流れで進むんだということですね。その辺がちょっと私よくわからなかったので、お聞きをしました。

いずれにしても、今度は多分あれですよ、保護者のほうからあの保育所に行きたいと、こういうことになるんだと思うので、これは公立保育所でも同じなんですかね。保護者が高城保育所に入れたいというふうに希望すれば、定員までは高城保育所に全部受け入れると、こういうふうになっていくのか。その場合、その高城保育所の定員が募集定員よりも超えて

しまったといったときには、今言ったような点数に基づいて処理をされるということになるということなのか。あるいは、公立保育所なので、各地域ごと、あるいは学校区単位で入所先を振り分けるというふうにするのか。その辺の考え方はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この公立保育所の考え方なんですが、実際そこに希望、第1希望として出させていただきます。そこでももちろん、地域性というか、区域の割りというのはなくて、全部松島町内1本ですので、どこからでも保育所には入所されるということになります。

ただ、そこである程度の基準、例えば、3歳、4歳、5歳については、ある程度確保はできる人数としては大丈夫なんですが、例えばゼロ歳の場合は、3人に1人に保育士となりますので、その保育士の人数と合わせた形で保育所の行き先をこちらでは決定させていただくことになると思います。今現在もそれをやっています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 要するに、町内の保育所に行きたいところに申し込めるわけだね、今度からはね。そうすると、いい先生がいますと例えばね、みんないい先生だとは思うんですよ、松島の保育士さんは。だけれども、いい先生がいるんだとすると、あの先生のところに見てほしいなとこういう話が広がっていけば、1カ所集中ということは当然あり得るわけね。だから、そのときにいかに公平性を保てるのか。虐待を受けているとか何とかと極端な例は確かに優先されるでしょうけれども、そうでないケースで混乱する場合は私うんと出てくる可能性あるんじゃないかと思っているんですよ。そのときに、点数が1点違っただけであつちだ、こっちだとかこういう世界がはまってくると思うので、本当にここは公平性をどうするのかと、きちんとこれも運用規定になるのかもしれないけれども、そのときの運用規定がしっかり運用できるように、つくっておく必要があると思うんですね。その辺についても考えていращゃると思うんですが、どうですかね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） この条例はそういう方、事業所と、松島町であればたまたま町立の保育所ということで、あくまでも町立の保育所はこうやっているよということで、お答えしますけれども、今のところは数値化はしていますけれども、じゃあ機械的にそれが排除されるかというと同じ数値の中でダブる場合がありますから、それは入所判定委員会の中で、やっぱり数値の中でもダブった場合とかというのは、入所判定委員会の中でその内容とかをよ

く把握して、ダブった場合、数値化というのは難しいと思うんですよ。数値化も必要ですけども、同じ数値の中に当てはまった場合どうするんだということなので、そこは入所判定委員会の中で実際は町立の保育所はやっているということなので、あくまでもその支給認定、民間が入ってきた場合もそれを多分町とイコールになっているので準用した形になろうかと思います。

あとは、保育所、このAの保育士さんがいいよということになれば、町としてもそういう保育士さんが出てくれば、よりいいのかなと思っているので、それは期待しておりますけれども、今のところそれに対してということは聞こえておりませんが、そういう場合に競争性がAの保育所、Bの保育所でAだけが固まるという場合も、そういう入所判定委員会の中でいろいろ取り決めるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、いずれ認定をする際の公平性というものについて、十分に配慮して、気をつけてやっていただきたいというふうなことを思いました。

それから、もう1点、第13条ですね。13条のところで保育料の規定ですよ。等々がここにあるんですが、保育料以外の保育費用、これの支払う基準ですかね、について基準といいますか、考え方について規定をしているわけでありますが、いわゆる基準保育料で保育をする保育所と、上乗せサービスといいますか、子供たちにお昼のときはデザート1品のところ、デザート2品つけたよとか、そういうことから始まって、上乗せのサービスをすると。そうすると、人気保育所としても出てくるので、どんどんやりたいと。しかし、保育料はちょっと高くなると、保育料というか、父母負担はちょっとふえると。こういう関係が出てくるかと思うんです。

そうしますと、保育の中身自体にも格差が生じてきますし、父母負担の負担額にも差が出てくるわけですね。所得が低い家庭の子供は、やっぱりそういう上乗せサービスが行き届いた保育所にはなかなか行けないと、こういう関係も出てきて、同じ松島の子供でありながら、格差の中で保育を受けざるを得ないということも考えられるわけですね。今は公立保育所ありますから、ここで間に合っているんで、そういうことは現実問題としては起きないけれども、実際の問題として民間業者が事業者が入ってきたときには、そういうことも想定できるわけね。そのときに、そういう格差、保育の質、あるいは料金負担においてそういう差が入りたいけれども、入れることができないという、この格差がどうしても生まれてくるんじゃないかと思うんです。

私は、そういう点でそういう格差をできるだけ縮めておくといいますかね、なくす方向での施策も大事なのではないかなというふうに思っているものですから、ここに掲げてある3項、4項当たりですか、ここで掲げてある内容で、いろいろと規定していくとこれもいいのか、あれもいいのかというような形で、格差がどんどん広がってしまうのではないのかというような気がするんですが、格差をできるだけ広げないための施策ということについて、町として考えてはいないのかどうか。国から来たとおりで、そういうふうなことはないと言われてしまうと私も何とも次が出て来ないような気もするんですが、できればそういう格差を生まない方向を町として考えるべきだったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） たまたま松島町は町立の保育所ということですがけれども、ただ日本の国の中でそれはやむを得ないのではないかと思います。それはじゃあ保育所、小学校、幼稚園でも同じだと思うんですがけれども、じゃあ統一的な環境の中で保育を受けたり、幼児教育とか受けるかということになりますと、それは全部国でやればいい話という極論になりますけれども、じゃあ事業者の競争の原理がありますから、民間の保育所が魅力的な保育所とか幼稚園ありますけれども、魅力的な保育所がある程度授業料とか保育料高くなっても、上限ありますけれども、それはありますけれども、それはやむを得ないと思います。

ですから、松島町として、それを大体標準的な形にしろという指導は考えておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） やむを得ない、現実の社会がそうだからやむを得ないと、競争社会なんだよと。そこで敗北者と勝者が出てきてやむを得ないじゃないのと、こういう単純に言うとか今のお話というのはそういうことなのかなと聞こえてしまうのね。だけれども、生まれてくる子供というのは最初から能力が違うわけじゃなくて、みんなほぼ同じ能力で生まれてきて、その育つ環境によっていろいろ差も出てくるんだと思うんです。

ですから、本当に乳幼児時期を、どんな形で生活するのかということがその人の人生にとって極めて大きい要素を持っているわけです。そのときに、どれだけいい保育を宛てがうことができるのかというのは、私は政治や行政の責任だと思うんですよ。民間だからあつちはよくて、こっちは公立保育所だから多少低くてもしょうがないと、こういうことであってはならないと思うのね。やっぱり、同じ子供として同じような質、人として生きていくための、

あるいは人として生活していくためのいろいろな意味での素養を身につけさせる、そういう場としても極めて大事だという点で、いろんな意味で格差をつけるということじゃなくて、この格差を縮めておくということが非常に大事だと思うので、申し上げたわけですね。

残念ながら、この格差は仕方がないと、こういうことについては非常に残念な私答弁なんですね。もう少しそういう点では、町として考えるべきものがあっていいのではないかと。この条文だけ見ていたら、どんどん差がついていくような気がするんですよ。これも認めますよ、あれも認めますよというふうになっていますからね。でなかったら、国のほうに標準的保育需要の中に、何を参入させるのかというところで、もっと町が積極的に行動するということが求められるわけですよ。そうでないと、公定価格がどんどん下がっていったら、国が保証するサービスがきわめて限定的なものになって、それを超える部分は、民間事業者が取捨選択して、おらほうがいい、おらほうがいいと競争させて、金のない人は国の一番やせ細ったサービスで保育を受けざるを得ないという、こういうことになるわけですから、そういう点では国の標準価格といいますか、公定歩合というのか何かありますよね。そのところの中身を充実させるように、地方自治体が求めていくという姿勢もまた大事になってくると思う。そういうことについてどうなのかというなんですよ。この状態でやったら、格差が広がっていくばかりではないかと、こう思うんですがいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） だんだん総論的な話になってきましたので、私のほうから総論的なお答えになるかと思いますが、お答えしたいと思います。

今野議員がおっしゃることについては、確かにそういった可能性もあるというふうには思っておりますが、ただちょっと申し上げておきたいのは、可能性があると云っても、それが40%の可能性なのか、4%の可能性なのかというようなことはあろうかなというふうに思っております。

今うちのほうからの答弁は基本的には、可能性はあるんだけど、そういった可能性は低いと、松島町の現状からしておっしゃるような危惧の可能性は少ないということで、この条例を提出させていただき、また細部について検討した上での基準をつくっていくというふうにお答えさせていただいております。

結局、バランスの問題、それから現実がどういうふうに推移していくのかというところの読みの問題かなというふうに思っております。私は、今野議員のおっしゃるような形は極端な形でそういった可能性はあるけれども、ないであろうというふうに思っております。

ただ、絶対ないというわけではないので、そういうこともあろうかなということに心にとめておきながら、行政を進めていくというふうなことが大事なというふうに思っております。

ちなみに、例えばアメリカなどですと、お金持ちの地域とそうでない地域が分かれて、同じ町の中でですね。お金持ちの地域はもっと金を出してもいいサービスということで、独立して自治体をつくってしまうというふうな話もあるように聞いておりまして、とんでもない国だなというふうには思っているんですが、少なくとも日本の場合はアメリカと比べてきわめて社会主義的な体制になっておりますので、それは行政も含め、政党も含め保守政党と言いながら、社会主義的な施策が随分出てくるような、お国柄でございますので、そういったところは日本的ないいところとして、取り組んでいけるのかなというふうに思っております。

もう1回申し上げますが、総論的には可能性としてはあるが、松島町の現実的なところを踏まえると、今野議員の危惧のようなことが起こる可能性は少ないので、このルールでやっていかせていただきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 町長の考え方は、それで町長の考え方ですから、私は尊重しますが、日本は別に社会主義でも何でもないと思いますけれどもね、私は。ただ、確かに今から30年以上前だったら、今町長がお話したような中身もあったかと思います、私は。確かに社会主義と言ってもいいんじゃないのと、もともとソ連とか中国の人たちが日本は社会主義じゃないのと、こういったときもあるんですよ、今から30、40年前はね。だけれども、今違いますよね。1980年代に前川レポートが出て、その後に土光さんが出てきて、臨調行革始めて、そしてグローバルな世界を目指したわけでしょう。グローバルな世界とは何だと言ったら、町長アメリカの今お話をしましたけれども、アメリカ社会を見習いなさいというのがグローバルの話ですよ。それに基づいてT P Pがグローバルに今やろうとしているわけでしょう。町長、30年前の話でしょう、それは。

だから、本当に格差を広げているわけですよ。この2000年、プレミアムの2000年過ぎた以降は、日本社会はどんどん格差が広がっているわけでしょう、だから。それは、30年前からグローバルを目指してきたから、こうなっているんですよ。それを今一層推し進めようとしているんですよ。これをここで議論してもしょうがないけれどもね。そういう社会なんです、今の社会というのは。

だから、格差がこれ以上日本では広がらないのではないかなんていうのは、まさに幻想も

いいところです。これはもっともっと広がっていく可能性がむしろ高いでしょう。米価だって今度前渡し式8,400円で大きくやっている人ほど大変になるわけでしょう。そうすると、田舎はどんどん人がいなくなりますよ。地方と都市の格差が広がっていくんですよ。そして、所得の大きい人と所得の少ない人の格差がどんどん広がっていくんです。今の時代はそういうんですよ。それを何とかしなくちゃいけないと言っているのが私たちなんです。町長も多分近い考えだとは思いますが。

そういう意味でやっぱりせつかくつくる条例ですから、やはり少しでもそういう歯どめがかかる条例をつくっていくということが、今本当に町に私は求められているんじゃないかと、こう思うんですね。安心していてくださいと、こういうことなんでしょうから、そうは言っても私は不安でならないなということをお話しして、これ以上はあとと言ってもしょうがないので、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 特段答弁を求めているようですので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第105号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第106号 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第106号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第106号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基

準を定める条例の制定について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て新制度の実施において、児童福祉法の改正により市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされたため条例を制定するものがあります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、条例に関する説明資料により説明をさせていただきます。

この条例の制定につきましては、就労等により留守家庭となる児童と保護者が安心して利用できる放課後の居場所としてふさわしい環境を整備するための基準を定めるものです。

条例の基準の内容につきましては、基本的に国の基準に準じて定めているところでありますが、条例第5条に町の基準である暴力団排除条例に基づき、排除規定を設け保護者が安心して預けられる環境整備をいたしております。

条例の内容につきましては、放課後児童健全育成事業の設備の基準、職員の配置、事業の運営規定、開所時間、開所日数等の基準が定められております。

一番最終ページの附則第2条に職員の研修について都道府県知事が行う研修を終了した者を、平成32年3月31日まで終了することを予定しているものを経過措置として設けられております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 3つほど質問します。まとめてしますので。

1つは、まずこの学童保育の対象年齢ですね。これは法律の改正によりまして、小学校の6年生までということで認めているわけですが、我が町では、具体的にどうするのかと。条文の中には対象年齢が明記、たしかされていなかったと思うんですが、その辺について改めて明記をする考えはないのか。あるいは、小学校6年生までということではっきりと受け入れをするんだということをこの場で表明するのか。その点についてお伺いをしたいということでもあります。

それから、2つ目は、この児童館を今建設中なわけでありますけれども、できた場合の人的体制ですね、留守家庭、児童学級含めて人的体制がどういうふうになるのかということに

ついて、お伺いをしておきたいと思います。なおかつ、児童館の中で健全育成の事業をやる上で、例えば放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準ということで、国のほうで示しているわけでありますが、第9条、国の設備の基準、放課後児童健全育成事業には、遊び及び生活の場としての機能、並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条例において「専用区画」という）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないと、こういうふうに規定をされているわけです。

これに基づいて町でも今回のこの条例の基準を定めるということになるんだと思うんですが、この中で言われている今度の児童館の中で、例えば静養するための機能を備えた区画、これ専用区画ですよ、この基準からいくと。これについてはどうするのかという問題もあるのではないかと考えているんです。私は全員協議会でも言いましたけれども、昨年の選挙前ですよ、選挙前の9月だか6月の全協のときに、児童館つくるに当たってそこで学童保育もおやりになるんでしょうと。だとすれば、その施設の内容として、いろいろと考えなければならないものがあるんじゃないですかと。例えばその中に、静養すべき場所をきちんと確保する必要性もあるんじゃないですかということを言ったと記憶をしているんですが、今つくっている中にはそれはないですよ。専用区画としては。

そういうことについて、どういうふうにする考えなのか。どう考えているのかということをお聞きしたいと思います。どこかにつくればいいということで、その程度に考えているのか。そのことについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、保育士だとかあるいは学童保育の指導員だとかということで、いろいろこの間審議をしてきました子育て支援の条例関連においては、こういった専門職の方々がいるわけでありましてけれども、こういう人たちのやっぱり処遇の問題、これはいつでも予算や決算のときも言うんでありますが、改めて処遇の改善ということが私は求められているんだと思うんです。全体として。そうでないと、資格のない、無資格でもいいよという話になっていくんだと思うんです。そういう点で国のほうがもっと積極的にこうした保育士や学童保育の指導員等々の処遇を改善して、それならば私も資格を取って保育士になろうとか、資格はあるけれども、改めて働いてみようとか、こういう意欲につなげていくことができるんだと思うんです。

ところが、今の流れというのはそういう処遇の改善を柱に、保育の実態を改善するというのではなくて、先ほども討論で言いましたけれども、無資格でもやれるようにして、そういう質の低下の中で、保育する環境を広げて、抱えている問題を解決しようという、こういう

形になっているわけですね。そういうところが非常に保育の質を低下させることにもつながるというふうに思うわけで、こういう人たちの処遇改善というものを改めて町として国に求めるべきではないのかと。こういう事業を進める上でもきわめて大事な課題だと思うんですが、その辺についてどう考えているのかということを最後にお聞きをして、終わりにしたいと思います。以上3点ほどですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、3点の内容については午後からの質疑に移したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。（「いいです」の声あり）

それでは、ここで昼食休憩に入ります。再開を13時といたします。

午前11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、今野議員から3点について質問が出されておりますので、初めに3点について答弁を受け、その後一問一答でいきたいと思います。それでは、答弁を求めます。櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私たちのほうからは今野議員さんからご指摘があった対象年齢について全員協議会でもお話ししましたけれども、再度ご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、今回のこの条例の規定でこれまでもそうなんですけれども、留守家庭に関しては1年生から6年生というのが統一的な基本で制定されております。松島町におきましても、一番当初保護者の希望をとったところ、1年生から3年生ということで要請がありましたのでそれでスタートをしたと。その後につきましても、保護者のほうから4年生、5年生、6年生ということで教育委員会のほうに何とかお願いしたいという直接の依頼はちょっとなかったということがございます。ただ、今現在は4年生から6年生までの家庭の事情による児童とか、それから身体的な原因による児童、こういった方々に関しては要望があり次第、うちのほう対応をできるだけするように窓口を広げているというところでございます。

今後につきましても、松島町が設置している留守家庭学級今3つありますけれども、そのほかに民間のほうで、例えば塩竈、仙台、そういったところで6年生まで我々はやりますよという民間施設があつて、そこに松島町の子供が預けたいという保護者があらわれた場合は、松島町の条例に基づきまして、その子供さんを預け、国、県、町の給付金 that 得られるという形にな

ります。

また、松島町におきましても、3歳ということで、3年生までということでやっていますけれども、国、県、町それぞれの同じ給付割合で給付金を受けられるということになりますので、保護者にとっての基準を一応統一化していくということになります。今後も町の施設につきましては、さらなる保護者の皆さん方のご意見も集約していきながら、どのように移り変わっていくのかというのを見定めながら、施設の対応に関しては考えていかなきゃないというふうに思います。

また、松島町に民間のほうで参入して松島町でやりたいという事業者の方がいらっしゃった場合は、その事業者の方の適正な判断をさせていただいて、認定するようなことになると思いますので、そういった形でも事業者がうちは6年生までやりますよということで、松島町内の保護者の皆さんがそこをお願いをするという方々がいるのであれば、それはそれでうちのほうも考えていかなきゃないというふうに思いますので、これからも対応を真剣に考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 私のほうからは、児童館の職員体制というものでご質問がありました。この児童館には、子育て支援センターの機能を持たせたいということで、現在子育て支援センターの職員は3名ございます。この3名をまず基本的に児童館に体制として組みたいというふうに思います。そしてまた、留守家庭学級につきましては、現在母子、公民館のほうでやっておりますが、一小的の現在支援員は4名体制となっております。基本的にこの4名の方を留守家庭学級の支援体制にしていきたいというふうに思います。

そして、あとまた静養するスペースという質問がございました。静養するスペースというのは、子供たちがぐあい悪くなった場合のことを想定していると思うんです。その場合に、基本的に事務室の一面にカーテンで間仕切りいたしましたベッドを用意させていただきます。まず基本的に保育所も同じなんですけど、もしこのようなぐあいが悪くなった場合は、第一に保護者のほうに連絡をします。保護者が来る間、そういったスペース、職員の目の届くところが好ましいということで、そこでベッドを用意して間仕切りにしてそこで静養させるというふうな考えを持っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 3点答弁されました。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 職員の処遇改善ということで、松島が事業者としてやっているということですけども、これは町全体の中ででも臨時職員のあり方、ありようということで8

月に近隣町村も調査して、同様にしたらいいかということで、その中で今回改善は交通費を全部が全部ではないんですけれども、一部やっていると。あと単価も低いところ、安いところありますけれども、うちのほうでそんなに低いわけではないんですけれども、やっぱり交通費の支給がちょっとネックになっているというところもあるんで、これは11月13日に臨職の会議がありますけれども、そこでも交通費相当額、これを今後改善していこうと、これを来年度の予算に結びつけていこうということで、今検討しているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁されました、今野議員。

○8番（今野 章君） おおよそ大体わかったわけではありますが、まず学童保育の関係、わかったようでわからない、私が聞いているのはうんと単純なことで、町として6年生まできちんと明記をしたほうがいいんじゃないかと。そうすれば、行く、行かない、留守家庭児童学級に参加する、しないはその時点で保護者の方が判断をすることになるわけなので、そういう意味では明確にすべきではないかと思うんだけど、今のお話だと保護者から申請があればそれは6年生まででも見ますよみたいなね。そんな状況なので、もっとわかりやすい状態で、6年生まで見るんなら見ますと、それについてはなお申請をきちんとしてくださいということでもいいのではないかというような気がするんですが、今のお話しだといまひとつ何となく申請されたら困るなという思いが入っているようなふうにも聞こえるわけね。

だから、その辺もっとすっきりとわかりやすい行政をするという意味では、条例の中に6年生までだと明記するかどうかは別にしても、議会の答弁の中では6年生まできちんと見ますよと、見てほしい人は見るんだということをはっきりと言ってほしかったなと思うんですが、もう1回その辺だけお願いをしたいと思います。それから、一問一答……。

○議長（櫻井公一君） 一問一答でいきます。ちょっとお待ちください。答弁を求めます。櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の条例の中でも第2条の（2）の中で児童ということで、ここで定義されておりまして、これは1年生から6年生までのことを言うんだよということで示してあります。ですから、今今野議員さんのお話があるように、もし保護者のほうから圧倒的に5年生、6年生まで見てほしいんだというニーズがあれば、これはきちっと町でも受けとめをして、じゃあそのスペースをどこでどう確保して考えていくか、あと一番問題は、1年生、2年生、3年生は例えば土曜日ですとお昼寝をさせるんですよ。ですけれども、4年生、5年生、6年生はお昼寝はちょっとないだろうなと。そうしたときの施設の使い方をどうしていくのかということもしっかりと議論して、その上で受け皿の準備をしなくちゃいけないだろうとは思

いますけれども、ただ、今部屋に関しては若干余裕はありますので、使い分けを今福祉課長が言ったようなやり方で対応できるんなら、それで対応する部分はしていかなきゃないと思います。

ですので、毎年とにかく教育委員会としてこれまでやってきましたが、これから先もやはり保護者のニーズの調査というのはしっかりとした上で、計画を立てて取り組んでいかなければならないというふうに思いますので、基本この条例では1年生から6年生までできますよということで定めてありますので、それを拒んでいるものではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。小学校6年生まで基本的には受け入れるんだという姿勢だということが確認をしていただけたかなというふうに今思いますので、そのことについては終わりにしたいと思います。

それで、児童館の人的体制等々についてもお聞きをして、支援センターから来る3人というのは、これは正規の職員が入っているのかどうか、それから現在留守家庭児童学級で市長関係4人の支援員ということで、正規の職員がいるのかどうか。その内容を人的体制、そして児童館とそれから留守家庭学級をあそこで運営することになるわけですから、その辺の組織的なありようといいますか、その辺は正職員が中心となっていくのか、それとも支援センターとは留守家庭学級とは別々に運用するというふうになるのか、その辺どうなのかということと、それから静養室の関係なんですが、事務室の中に設けるという考え方だというお話なんです。

確かにそうやって設ければいいのかも、終わりだということなのかもしれませんけれども、さっきも読みましたけれども、やっぱり専用の区画としてそういうものが必要だというふうになんか書いてあるんですよ。そこは私大事なところではないかなという気がするのね。やっぱり事務室の中にカーテンでくくって1区画設ければいいという本来話ではないんじゃないかなと。子供たちが病気であれ、気分が悪かったり、気持ちがすぐれなかったりということも含めて、なかなかほかの子と一緒に勉強したり遊んだりできないというときに、やっぱりそういうところに避難というか、行くという性格も含めて、必要な静養室なのではないかなというふうに私は思うので、本来であれば事務室の一画などという話ではないんじゃないかなという気がしたので、お聞きをしたわけです。将来的にできれば、そういう点ではきちんとした静養室をつくっていただけないのかなというふうに思うんですが、その辺についてお伺いをします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 子育て支援センターの現在の体制ですが、正職員は2名、そして臨職が1名で留守家庭のほうの支援につきまして、4人は臨時職員というふうな内容になっております。

この静養室につきまして、先ほど専用の区画と、一応職員の目の届くところにそういった子供を置いたほうが一番安全だろうというふうなことは基本的には考えています。そしてまた、主に午後から利用されるお子様たちが多いものですから、午前中がほとんど親子の乳児が使う大体児童館になってくるのかなというふうに想像しています。午後からなると、そういった小学生が対象とした児童館。そういったところでも乳児室というのが職員室の向かい側にあります。そこを一応静養室に兼ねても一室としてはできるのかなというふうにも考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私が言ったことについては、要望ということでできれば、そういう部屋をきちんと確保したらということだけ申し上げておきたいと思います。

それから、処遇改善の問題、副町長のほうから答弁ありまして、いろいろと考えていただいているということはよくわかるわけであります。私が言いたかったのは、本来保育士であれ、学童保育の指導員であれ、もともとの国の基準そのものは、基準といいますか、低過ぎるというか、国の基準ではないんでしょうけれども、低過ぎるんじゃないかということだったんです。ですから、抜本的にこの今の保育行政というか、保育事業の中身を変えていく、きちんとしたものにする、質的にいいものにしていくということになれば、保育士さんたちの数の確保というのは非常に大事なことであって、そのためには保育士さんの処遇そのもの、もっと基本的なところで言ってみれば基本給なら基本給のところ、アップをしてやらないと、問題の解決になかなか至らないのではないかと、こういうつもりでお話ししたんです。

ですから、最終的には町としてそういうことについて、もっとしっかり国にご意見を上げたらどうですかと、いかがですかということでご質問を最後にはさせていただいたんですが、その辺についての考え方だけお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 保育士そのものは、うちのほうも町立の保育所ありますけれども、保育士は臨時職員の場合なかなか来ないということで、これは近隣の利府とかでも町立の保育所ある場合、なかなか来ない、臨時職員でも。要するに民間のほうに流れていくというか、

そちらに行ってしまうということがあるようでございます。

じゃあ、どうしたらいいかということで、この間の8月の会議の中でも、保育士そのものは賃金は上げました。ほかの有資格者、国家試験よりも保育士の処遇は町としては上げています。プラスやっぱり交通費とかが加わればある程度来るのかなと思います。

ただ、近隣町村との引っぱり合いというところもあるので、これは検討課題でこの間も要するに日給、月給とかそういう形にしたらどうかということもありますけれども、これは放課後児童学級の話じゃなくて保育士の話申し上げていますがいいのではないかとということがありまして、去年もふやしましたけれども、今回も辞退がなければふやす方向でということで、毎年プラス、退職者とか産休もありますけれども、ふえている状況にはあります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 臨時職員等々の待遇改善については、もう頑張っているというのは私はわかりました、それはね。私も再三この間言ってきて、引き上げてもらっているし、今回の決算の討論でも、この間上げた分は今度の消費税上がれば上がった分で、ほぼ解消してなくなるよというお話もさせてもらって、臨時職員の身分というか処遇の改善について、努力されているのはわかっています。なお一層頑張ってもらいたいということも申し上げました。

しかし、今の言っていることは、保育士だとか指導員そのものの資格に対する給与というかな、保障をここのところが社会的に余りにも低いわけよね。皆さん一般的に、お働きになったときに、一月働けば25万円とか30万円は少なくとももらうわけでしょう、若い人はね。だけれども、今の保育士さんたちは、一生懸命働いても一月15万円とかそれ前後なんだと思うんですよ。そこから比べると、こういう職種のところというのは、非常に公務員の話じゃないですよ。一般的な話をしているんですよ。民間が入ってきたときにそのレベルを引き上げるためには、その保育士さんたちの給与そのものが上がるような改善策がどうしても必要になってきますよと。そうじゃないと、保育の質も上がっていかないことになりますよということなんです。

だから、そのことについて処遇改善策をもっと積極的に国に求めているかがですかと、こう聞いているわけね。そこだけなんです、私が聞いているのは。町が努力しているのはわかっているんです。そうじゃないと、いろいろおやりになっていることが結局何だったろうなということになりかねないんじゃないかと思うので、そういうことも含めて国に求めるべきだとかいうお話をしているんです。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 福祉関係の職員をしている方の給与が低いというのは、全般的にそういった話もございますので、今のようなお話を受けまして、勉強しつつ、あと県なり国なりで議論をしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですね。ほかにございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうからは1点、この条例にかかわってのいわゆる第5条に掲げてございます、得に3項、4項の部分での地域社会との交流及び連携の部分でございます。

放課後児童健全育成に係る施設等に預けられた子供とのかかわりといっても、私余り持ったことの経験がないものですからわかりかねますが、一般の公立の保育所ですとか、あるいは幼稚園、あるいは私立のといったときに、その地域と深いかかわりの中で高齢者の方々とか、あるいはご家庭の子育てを卒業された方々との交流とか、いろいろ行事参画の中で見受けられるんですけれども、今松島の中ではどんなことを放課後の場合に想定されていますかね。その辺の地域とのかかわりという捉えで見たときに、そこをちょっと確認の意味でお伺いいたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 放課後の中で今ちょっと協力もらってお願いしてやっているのが、読み聞かせですね、絵本の。これは専門に趣味を超えてやっている方もいらっしゃいますので、そういった方々にお願いしてやっていたりとか、それからあとは野菜づくりをしている、五小学区のほうですけれども、そういった方々と一緒に野菜を植えたりとか、それから収穫したりとか、そういった取り組みはやっておりますね。

それからあと、一小学区ですと昔の遊び、お手玉とか、そういった遊びを行政委員の方にもアドバイスいただきながら、達人を集めていただいてちょっとご披露してもらおうとか、そういったことも学校のほうでも一生懸命考えて取り組んでもらっていますので、今後も引き続き生涯学習のほうを通していきながら、たとえ所管が福祉であっても、変わらず学校教育のほうでもそのような形にかかわっていきたいというふうには思っております。（「結構です」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 確認だけなんですけれども、以前に3月の一般質問でしたけれども、法律が変わりますよということで、学童保育6年生までになるんですけれどもという質問をしたときに、当局は現在松島でやっているとおりの、3年生までですと、特別の事情がある場合はと

いう、特別の事情の児童に限ってはという答弁でした。

今、今野議員の質問に対して、1回目には6年生までは特別の事情がある場合というようなことでしたが、2回目には6年生までですというような答弁でした。3月の答弁では、4年生ぐらいになると外で伸び伸びと育てたほうが人間教育にはいいんだというようなことでした。今度はやっぱりそうじゃなく、6年生までだよということで誰でも希望者があればということで、学童保育を受けられるということによろしいんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） きちんと整理をさせていただきたいと思います。

まず、今松島町3カ所でやっている学童保育、教育委員会所管でやっていますけれども、これは3年生までということで保護者の皆様方にはお話をし、利用していただいております。今回の条例の制定の基本としては国が示しているのは1年生から6年生までですよということで、これは従来の学童保育の全国的な考え方と同じです。ただ、松島町は当初スタートするときに3年生までの親御さんの要望しかなかったことからスタートしているので、今の形になっているというふうに私はっております。

それで、今後じゃあどうなんだということで、今野議員さんからも質問ありましたけれども、これは毎年きちっと保護者のニーズを把握して、もしどうしても6年生までお預かりをして見ていかなければならないという状況がもしあるのであれば、施設のあり方をしっかりと整理して計画的な考え方を持って保護者の皆さん方に示していかなければならないだろうなど。ですから、その辺は今後の動向もきちっと捉えていきたいというふうに思っています。ですから、今現在松島町がやっているのは3年生までです。それはそれまでの保護者の要望しかなかったということもあります。

それから、ちょっとこまくなりますけれども4年生から6年生まで今現在数名いますけれども、年間を通してずっといるわけじゃないんですが、家庭の事情でどうしてもちょっと日中家庭にいられないという方、それからあとは知的な方とか、どうしてもグレーゾーンでなかなか集団に溶け込めない方もいらっしゃると思いますが、そういった方々を親御さんは仕事している間心配なので見てほしいという子に限って、こちらでも面談をさせていただいてお預かりをしているということでございます。

ですから、そういうことで6年生まで見ないというんじゃないんで、基本通常の子供であれば3年生、ただ今後そういう要望があれば、きちっと計画の中で整理をして取り組んでいきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） よくわからないですけどもね。よくわからないんですよ。今までののは3年生までだよということなんです。6年生までだけれども3年生、松島では3年生までだよということですけども、今度新しい条例を制定するので、そこを確認しているんですよ。俺は。6年生までですかと。ですから、さっきはそうですというような答弁をしたと思っているから確認したということなんです。今度は、いや、違うんです、前のはこうだから前のおとりみたいな話なんで、一体どっちなんだということなんです。わかりにくいと思います。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の条例で2条の（2）で示しているとおり、対象年齢は1年生から6年生までです。これは、全国統一です。松島もそれに、もし親御さんの要望があれば、対応を考えていかなきゃないということになります。

ですから、今現在3年生ということでこれまでやってきましたけれども、これから先親御さんとそういった要望があればしっかりと施設の内容を検討して、取り組み方を考えていかなければならないということで整理しています。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。きちっと親の環境も考えて、当てはまれば6年生までするよと、基本的にはそれでよろしいんですね。

それから、21条に保険か何かの、21条の2項に利用者に対する支援の提供に賠償すべき事項が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならないということで規定されていますけれども、どんな保険なんですか。賠償額というのがその辺の上限とか、どういふのかなと思って教えていただければ。

○議長（櫻井公一君） それでは、阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） ここの賠償責任の損害賠償ですけども、これは突発的な事故があった場合の重大なもの、早く言えば、今町で3つの留守家庭やっておりますが、これは損害賠償に当たるのは町の過失によって、それが生じた場合は損害賠償ということでの内容にはなと思います。民間が行う場合はそれぞれ保険的なものは、それぞれの内容で損害賠償というのはかけなくちゃいけないというふうなことで規定されている内容でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 町の場合は、どういう保険なのか、今ね、どう対応しているのか。それから、民間は民間で町は関与しないんだよということになるのか、お知らせください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今現在ですけれども、うちのほうで留守家庭で年間1人当たり掛けているのが1,600円掛金になります。

ちょっと今保険の資料持ってきておりませんけれども、通院のときの支払いの範囲とか、それからあとは入院した際の支払いの範囲、そういったことで取り決めた保険で、一人一人1,600円ずついただいて、年間運営をしているのが今の現状でございます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今資料がないと。できまして、例えば生涯にわたって障害者となるようなそういう事故で負傷したときにはどの程度の保障なのかなという、そういうふうに思いましたので、ちょっと知りたいなと思ったんですけれども、そのぐらいいちよっとと思ったんですけれども。

それから、民間は民間で勝手ですよということなんですか。それとも、これからこの条例制定後に民間とそういう民間企業があれば、協議していくということになるんですか。

○議長（櫻井公一君） ちょっと待ってくださいね。保険の内容の資料というのは、後で出すことができるの。今でなくていいんですけども。じゃあ、それはちょっとこっち調べてもらって、それが民間のほうへ。答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 21条の2項なんですけれども、ここの事業者ということで、今松島町内にあるのは、町が事業者となっているところと。松島町では保険に入って、あと事故があった場合に対利用者の保護者さんと話しして、幾らにするかという決め方なんで、保険に入っている、入っていないは実際関係ないということです。うちのほうでは、たまたま保険に入っていると。保険に入っていて、そういうのがなった場合、保険会社からもらってやっているということであって、これは車の保険であれば自賠責という必ず入らなきゃない保険と、民間で任意に入っている保険と、言い方がちょっと荒っぽいんですけども、そういう形になると思うんです。

ですから、必ず損害保険会社に入らなければならないということではないということです。ですから、幾らになるかは、対相手と松島町なんで、うちのほうであれば弁護士さん等立てて、けがした方とかと話すということなんで、民間の方がここに参入したいと、必ず損害保険、保険会社に入りなさいよという指導ではないということになろうかと思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。年間1人1,600円というのは、何の保険なのかなと。こ

れは額も何もないんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今1,600円というのは、たまたま松島町が事業者として放課後児童学級やっていて、子供たちの何かあった場合に入院したり、けがしたりした場合のあれで何千円の掛け金を民間の保険会社に掛けているということです。別に、入らなければ入らなくていいんですけれども、やっぱり松島町は行政ですから、こういう事業者、保育所でも何でもけががあった場合ということもありますから、だから入る場合と入らない場合があると。必ず強制ではないということです。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 普通この自動車保険で何でもそうなんですけれども、大体何ぼぐらいの掛け金に対して、一日何ぼぐらいの保障とかね、上限どのぐらいでしょうとかというのがあると思うんですよ。全く1,600円掛けてあとは話し合いですみたいなことではないでしょうと思うんですけれども。なら、内容がわかっていればどのぐらいなんですかと聞いただけなんです。

○議長（櫻井公一君） 1,600円の内容について今担当が調べに行っています。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ただ、うちのほうで民間の損害保険会社に入っている場合と、共済関係がここに該当すれば、金額的に違ってくると思うんです。一般の民間の事業者が入った場合と、また違ってくると思うんですよ。1,600円と。（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今質疑の中で、ちょっと思い出したので、中身をちょっと読んでいなかったんで、書かれていたら済みません。例えば指導員が、職員というんですかね、その方のミスで子供たちにけがさせてしまったというような状況が考えられる場合の保障というのはきっちとできているんですか。

○議長（櫻井公一君） 指導者に過失があった場合。櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今私たちがお話しした掛け金1,600円というやつに関しては、通常の学童の運営の中で起きた事故ですね。そういった場合に関しての損害賠償の内容なんですけれども、今議員さんがお話し、またさらにしているので、例えば指導員の不可抗力とか、意図的なものとかいろいろあるかと思います。ケースは。ただ、そういった場合に関しても適正の範囲については、事案によってなかなか詳細は分かれていくと思いますので、基本ベースは先ほど副町長がお話ししたように、万が一後遺症が出て、それが指導員の本来あるべきマニュアルから外れた指導で起きたとか、そういったことになれば、弁護士とも相談をして対応はせざ

るを得ない状況になると思いますけれども、ただし、今の掛け金に関しては通常の学童運営の中で集団的な教育の中で起きたときの事故ですね。すり傷とか骨折とか、そういったものについての損害賠償ということで捉えていただければいいのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 資料について今担当が戻りましたので、児玉学校教育班長から答弁させます。児玉班長。

○学校教育班長（児玉藤子君） 大変お待たせいたしました。

留守家庭児童学級の普通、済みません、息切れて。普通障害保険でございますが、1人当たりの掛け金が1,670円でございます。死亡、後遺障害が300万円、入院が一日3,000円、通院が2,000円でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） そういう内容であります。（「わかりました」の声あり）ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第106号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第107号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第107号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第107号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する手樽地区防災まちづくり拠点整備施設建設工事に関するものであり、去る10月10日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、旧手樽生活センター敷地に災害時に避難者を受け入れ、さらに資機材などを保管する倉庫を含めた災害時の拠点施設の建設を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、皆さんの手元にありますA3版の資料、配置図によりまして説明を申し上げます。

なお、この工事につきましては、仮契約の締結をしております。これは10月15日付で仮契約を締結しております。

まず、資料について説明申し上げます。

場所につきましては、先ほど説明申し上げましたように、仙石線の富山駅の近くにありました旧手樽の生活センターの跡地ですね、その場所に建設するものであります。現在は、現場のほうは盛り土をしている状況にあります。その箇所に鉄骨造で2階建て、総2階ふうになります。の建物を建築するものであります。建築延べ面積で298、約90坪になります。配置的なものは右側のほうに記載のとおりであります。

もう1枚の資料をめくっていただきたいと思います。平面図、立面図でありますけれども、先ほど言いました総2階ということで、まず1階につきましては、資材と消防車両も入ることができます。そして、この1階は玄関から入って1階全体土足でずっと一とおりの部屋を回れると。その後、玄関ホールで2階に行くときは下足を使って、2階のほうにというふうになります。

2階のほうには、集会室、それから調理室等を設けております。トイレ等の水回りは1階、それから2階におのおの設けている状況にあります。

なお、この工事につきましては、公募と、条件つき一般競争入札に付しております。それで請負者は記載のとおりであります。その入札の結果は資料として一番最後のほうに入札結果ということで、添付しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑ございますか。13番阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君）　今回工期も言われたんですけども、鉄骨とか今からオーダーすると思うんですけども、この辺で工期的なしわ寄せというか、問題なく3月31日で終わるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君）　熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君）　工期につきましては3月、年度末までということであります。まだ、細かいところ鋼材ですので、まだ請負者そこまで細かくは調整というか、打ち合わせはまだしておりませんが、基本的には発注者側としては年度末に完成できるようにということで、とりあえず進めたいというふうに思っております。今後、締結になって詳細は工程とか今後打ち合わせするわけですけども、基本的には3月末までということしております。以上です。

○議長（櫻井公一君）　阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君）　お願いなんですけれども、突貫工事とか地域住民が不安に思うようなことはしないようにした形で、やはり日曜日やるとか、夜遅くまでやるとかと、そういうものは避けるような形でご指導よろしくお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君）　ちょっとお尋ねします。今回この早く言えば避難施設ですね、そういう中で、建設会社パノラマもやっていますね。鈴木工務店さん。それから、松島ではほかでどこやっているんですかね。児童館ですね。相当かなりハードな工程でもって、やられていると。3カ所松島だけでやっている。ほかの市はどこかわかりませんが。

それで、今回の入札が98.2%。実は白萩、あそこ仙台の業者が88.1%でたしか落札したんですね。あのときは1億5,000万円、これは臨時議会か何かの今度の議会だよりも恐らく載ると思うんですけども、そういう中でこれだけの落札かなり違うんですね。そういうことで、何であの業者さんは、ほかのこっちには一般競争入札で入らなかったと。1カ所、1者だけだったと。鈴木さんが。そういう中で、ああいう業者さんも入れば一番よかったのかなと。88%で入札できるような業者さんが。

そういうことで、本当にみんな見ると、みんなこれなんです。みんな高いんです。しょうがないです、今私しょうがない。何であのとき88かなと、81かなと。本当にあのときの質問終わりましたので、何とも言えませんけれどもね。そういうことで、本当に鈴木工務店が大丈夫だと。私も社長さん、会長さん知っていますから。こんなことは聞きたくないんですけども、本当に大丈夫なんじゃないかな。

それで、98%、いやいや。3カ所もやって、ほかにもやっているということなので、そういうことで3月の来年のこの工期まで間に合うというようなことが、本当に守られるんだったらいいんですけども。

○議長（櫻井公一君） 答弁は、施工業者とかそういうのに余り触れないで、プライバシーの問題がある。総体的なもので。熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 松島で3カ所ということでありましてけれども、今工事というのは現場番頭さん、監督員さん、登録制になっています。国交省のほう、国土交通省のほうに。コリンズという登録制になっています。ですので、現場は建築の場合は管理技術者とか、全部一緒に有資格者がセットに入ってきます。そういうことでたまたま鈴木工務店、今回の鈴木工務店については3社ですから、おのおのそういう施工監理、番頭さんがくつつくという形がありますし、施工的なことについては、松島町での今までの実績もありますので、問題はないのかというふうに考えております。

逆に言えば現場のほうはそのように年度末に向けて、現場のほうは対応していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、落札率に関しては、行政として高い、低いがはっきり言えないところはあります。ただ、業者が札入れする方が、そのときどきの事情によって、私たちは積算当然適正にしているものですから、している認識で入札していますから、札入れする方々、要するにこれは一般公募なんで手を挙げて参加する方々の事情があるということがあるので、落札率が高い、低いと。ただ、前の業者さんがこれも参加したらどうかというのは、業者さんの都合がありますから、総務課長が言ったように、Aの事業、Bの事業とか終わって、次の要するに番頭さんがというか、有資格者がいればということなので、これはもう登録していますから、松島でわからなくても全部で全国でわかりますから、その中でなので、今なかなか参加者がいないというのは、要するに有資格者がこっちとこっちということで、それでなかなか入れないという事情があるということなので、これは有資格者がいるということなので、1社しかたまたま来なかったと。最近は1社というのが多いんですけども、そういう会社の事情があるということです。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第107号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第108号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第108号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第108号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する本郷地区備蓄倉庫建設工事に関するものであり、去る10月10日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、本郷ふれあいセンター隣接地に災害時等に使用する物資や、資機材を備蓄する倉庫の建設工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、資料により説明申し上げます。

まず、前段でありますけれども、この工事請負契約についての仮契約を10月15日付で締結をしております。

それでは、A3版の資料により説明申し上げます。

今現在航空写真のほうで、上から見ておりますけれども、現在あります本郷ふれあいセン

ターの西側のほうに今回平屋の鉄骨、スチール系です。鉄骨造で建設するものであります。252平米ですので、約76坪ほどの建物になります。

ちょっともう1枚めくっていただきますと、平面図あるわけですが、今回の立面図で少し現場のほう高くなっています。野外の通路ということで。これにつきましては建物のダンプで積んできて、搬入あるいは搬出するときに、平場よりは高いほうが作業的に効率もいいということで、地盤を少し上げております。

それから、一番最初に戻りますが、契約の相手方ということで、同事建設株式会社ということで、今回この会社につきましては、松島町で初めての請負と、今後締結すれば業者になってくるということであります。この同事建設でありますけれども、ちょっと調べさせていただくと、インターネットとかで調べさせていただきました。あとそれから、松島町に指名願い、登録のほうも届けてありましたので、両方で確認をさせていただいております。

場所的には、南部道路、南道路に水道局があります、途中に。その近く、富沢駅の近くのほうにあります。その会社であります。従業員につきましては、町のほうに登録されている中身を見ると、16名、これは技術屋が、営業その他技術屋も含めて16名ということで、1級建築士から2級建築士、施工管理士含めて16名の職員の規模という形でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今総務課長のほうから説明ありましたが、松島町で初めてということですが、インターネットで見ましたら、何だこれは、宮城県知事の建設業許可というものが平成24年の7月10日にとっているということでございまして、余り経験ないのかなという思いがしました。そこで、松島町は初めてということでありますけれども、他町村での実績がありましたら、お知らせください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今インターネットで25年とかということで今ちょっとお話あったんですが、24年と言いましたけれども、会社設立はたしか平成3年だったかと思います。

それから、実績のほうでありますけれども、ほとんど元請では仙台市のほうの建築に絡む工事の元請をしております。

それから、下請としては大手ゼネコンさん関係の下請をしております。元請で仙台市の一

番でかいのでは、2億6,000万円ほどの元請としての仕事もやっているようであります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）じゃあスイッチを切っていただいて。1番澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） 1番澁谷でございます。

この箇所に前は本郷ふれあいセンターの駐車場として、利用されていたわけでございます。そこでお聞きしたいのは、この備蓄倉庫の周りですね、どのようなふうになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 備蓄倉庫の周りということですが、駐車場になっているところに基本的に砂利道でなっているところ、駐車場としても利用されているのかなと思いますが、そこに今回備蓄倉庫を作るという形になります。改めてその分の駐車場、どこかにということでは今ございません。あくまでも砂利道のあそこのところに今回備蓄倉庫を建築すると。周りどうするか。環境は今のままの環境の状態のほうがかえってダンプとかいろいろ入ってきますので、よろしいのかなというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） それで、ここに今バス停、バスも通っているわけですが、通路となっております。この箇所は今未舗装ということなんですけれども、ここは町道になるわけでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） ここの備蓄倉庫の前のところですよ。道路、町道になるかどうかという話ですね。済みません、ちょっとそこまで私今確認していませんでした。申しわけありません。あと確認させます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） この場所は給食センターを建てるときに、町道でないと建てられないということがありまして、町道に認定しております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）澁谷議員。

○1番（澁谷秀夫君） わかりました。ここはよく中学生等がここを利用しているわけですが、非常に雨降った後、大変ひどくなっているものですから、舗装にしてほしいという

ような要望もありますけれども、善処いただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 善処ね。考えていてくださいと。町長答弁しますか、雑談。熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今1つ今回の備蓄倉庫建築する上での要望みたいな感じで受けとめましたので、ちょっとその辺は内部で検討させてください。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第108号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第109号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第109号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第109号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する帰命院地区避難施設建設工事に関するものであり、去る10月10日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、現在の帰命院地区主幹敷地に災害時に住民等の避難者を受け入れるため、避難施設の建設工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、資料に基づきまして説明申し上げます。

まず最初に、この工事の仮契約日でありますけれども、先ほどと同じように10月15日付で仮契約を締結しております。

それでは、資料により説明申し上げます。

場所につきましては、今説明申し上げましたけれども、今現在帰命院地区の集会施設、プレハブ的な建物なんですけれども、その場所に今回新たに鉄骨づくりのやつで平屋建ての建物を建設するというものであります。延べ床で114平米、大体34坪、35坪ぐらいの建物になります。建物としては、敷地はちょうど三角形的な敷地でありますので、建物的にはどっちかといったらL字型の平屋の建物というふうになっております。

次のページ開いていただきたいと思います。

建物の平面立面図でありますけれども、記載のとおりL型というんですかね、L型の配置というふうになっております。集会施設等々、調理室等々記載のとおりにしております。

なお、今回も倉庫ということで西側と言えいいんですかね、のほうにポーチ、倉庫、こういうところでいろんなものの荷物の出し入れができるスペースをつくっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

ちょっとだけお聞きしたいと思います。

同じ同事建設さんでおやりになるようですけれども、延べ床面性が平屋建てで、100約半分なんです。これは今見積もりが大体同じで平屋で建てて、金額が何か工事の中身がちょっと違いますか、これは。金額が。100平米も違っているんですけれども、延べ床面積も。何か理由ありましたら、教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 同事建設の工事の2つの、前の前段108号のほうと、今回の109号のことで同じ同事建設ということでよろしいでしょうか。

内容的に片一方は避難所であります。片一方は備蓄倉庫になります。要は鉄の塊、鉄で外枠をつくった形のものです。それで、片一方が備蓄倉庫のほうは面積は大きいんですけども、中身あるわけではないと。そして、平屋建てのほうは中にいろんな施設が入ってくるので、面積というか大きさは半分ぐらいですけども、建物的には一般の住宅に近い、そのぐらいの費用を要するということであります。坪単価、単価が違うというんですか。

（「わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） ほかにございますか。4番片山正弘議員。

○4番（片山正弘君） 今回帰命院地区に避難施設できるということは大変いいことだと、そのように思っているわけであります。しかしながら、避難施設等について、ここの道路といたしますと、あそこは行きどまりになっているわけですね。それから見て、この帰命院地区、その全体の避難施設イコール避難道路というのは、どのように最終的に考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今避難施設という話もありましたけれども、まず1つに避難施設については私のほうからお話ししますが、この帰命院地区というか、このエリアの地区については避難施設としてはここだけということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 帰命院地区のこの周辺の避難道路……。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 震災復興交付金事業を申請する際に、避難道路計画、復興庁のほうといろいろやりとりさせていただきましたけれども、まず津波浸水があるかないかで、やはり大きく、うちのほうでは要望かなり実際広げて出したつもりだったんですけども、この帰命院地区に関しては津波浸水被害がないということで、交付金事業での採択はできないということでした。

それで、ただ避難者数がこのエリアの中でも大分カウントはできるということで、その想定する人数分、とりあえず避難施設はここで交付金事業で認めていただいたという経緯でございます。今後なるとは思いますけれども、その辺は実際道路計画はちょっと今後の検討課題にはなるかと思うんですけども、現時点ではちょっと想定はされていないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 今回避難施設ができるのは、いいことだと私は言ったわけあります

が、この避難施設できたものに対して避難道路というのは絶対つきものだとは思っているんですよ。まだ考えていないということでありますが、一本塚出入りするところがないわけですね。これを今の本郷地区の踏切のほうまで最終的なこの避難道路というものの整備というのが必要だろうとは思いますが、この件についてどのように町としては考えているのか、聞いているところでありますので、よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） ちょっと担当課をまたぐようですから、この答弁からちょっと入りたいと思いますので、ここで休憩に入っていいですか。（「はい」の声あり）

それでは、再開を14時15分といたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、答弁から入ります。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 先ほどのご質問に対してのお答えをさせていただきます。

まず、避難所の場所選定に関しましては、当然そこまでの避難ルートと密接なリンクをしなければならないということでございます。それで、帰命院の避難所につきましては、対象避難者のエリアが小梨屋地区、あと松島駅近辺の住宅にお住まいの方々という想定をしております。この方々につきましては、歩行系の動線で避難所まで十分行けるという想定で避難計画をつくらせていただいております。

また、帰命院地区の方々については、帰命院さん、お寺さんのほうですね、こちらのほうと協定をさせていただいて、ここを避難所として開設していただくということでの避難計画となっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 確かにここはそういう意味では、そういう避難施設になるだろうと思うんですが、実際にこの帰命院下の今の道路状況を踏まえた場合、最終的に町としてはどのような道路計画というのがあるのかどうか、もしないのか。ないのならない、あるのならあるというだけの計画を教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今の避難計画からの復興交付金事業での計画の中には盛り込まれておりませんので、現状のままということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 今現状のままだと言いますけれども、実際に帰命院地区の今の道路状況を踏まえたときに、あれでいいのでしょうか。私はやはりあそこの帰命院地区の道路というのは、最終的な整備が必要なのではないかとそのように私は思うのであります。そういう観点のもとから、帰命院地区の最終的な道路計画というのは、この避難所を含めたどのような地域までの間の道路ということを考えているのか、お聞きします。今回の場合はないと言って、この予算上の款には入っていないわけでありましたが、将来的に帰命院地区の道路というのは、そうするとどのようになっていくのでしょうか。もし計画があるのか、ないのか。それだけで結構ですので、教えてください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 大分契約の趣旨から離れているとは思いますが、1つは、現状狭い部分もちろんね。基本的には4メートルはございますので、建築基準法上は一応クリアしているという部分はございます。あと、砂利部分も一応ございまして、そういった部分は一部ありますけれども、個人の財産といった部分もありますので、そういった部分これまでもちょっと指摘されていますけれども、話し合いをしながらできれば舗装したいという気持ちは持っております。今の中では、現状ではそこまでということで、全体の計画どうかといった部分につきましては、今の段階ではないという形でございます。将来的な部分はまだ考えていないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） 確認だけしておきます。じゃあ、帰命院地区に対しては現在の道路のみと計画であって、将来のことはまだ考えていないということよろしいんでしょうか、町長。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） そのとおりでございます。ただし、確かに現状から見ますと、帰命院地区はあそこの住宅地いっぱいあるところに行く部分の道路ボトルネック状になっておりますので、そのところは改善なり、もう少し改善よりももっと例えば6メートル幅で確保してあるというようなことは、技術的には必要なのかなというふうに思っておりますので、きょうのご質問を踏まえて、今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） ぜひ検討課題にさせていただいて、あの地域の安全な道路にさせていただきたいことを要望して終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

済みません、もう一度お願いします。ちょっと数えられなかった。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第109号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第110号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第110号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第110号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する耐震性貯水槽（松島第一小学校・手樽地域交流センター・松島運動公園）整備工事に関するものであり、去る10月27日に入札に付し、議案の通り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、松島第一小学校及び手樽地域交流センター、松島運動公園に災害時用の飲料水を確保するため、耐震性貯水槽を整備するものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

詳細につきましては担当課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、資料により説明申し上げます。

なお、今回のこの工事につきましては、仮契約を10月30日に結ばせていただいております。それでは、早速資料により説明をいたします。

今回の耐水性貯水槽につきましては、3カ所に設置するものであります。まず、最初のP1というのでいきますと、これは松島第一小学校、昔の町民体育館があったところになります。そのずっと山手のほうに赤で着色した箇所に今回設置するものであります。

概要としては、今回の3カ所の貯水槽につきましては40トンの貯水量を有しております。次の箇所、2枚目開いていただきたいと思います。次の箇所は手樽地域交流センターのところに設置するものであります。設置場所は、赤で着色している箇所のちょうど県道奥松島松島公園線、県道、正門のほうの近くのところに今回設置するものであります。同じく40トンであります。

次に、もう1枚めくっていただきたいと思います。3カ所目であります。運動公園の駐車場、運動公園上がっていきまして、右手に温水プールありますが、左側の駐車場のところに今回設置するものであります。これも同じく40トンになります。

その次、今度は構造詳細図つけております。3カ所とも同じ構造体のもので、既製品のものを現場では、オープンカート、開削で設置するものになります。大体深さ的に掘る深さとしては、大体4メートル20センチぐらいになります。幅は大体9メートルぐらいのところに、既製品のものをぼそっと埋める形になります。立ち上がりは2カ所あって、マンホール、ホールがつきます。円形のものになります。

それで、配置図の中にちょっと1枚戻っていただきますと、投入孔防護工とあります。防護工というのは、立ち上がりの円形のホールの周りを、ふたのところ固める、コンクリートで固める、防護するということで、コンクリートの打ち込みのことを今回防護工というふうにしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 1点だけ、貯水槽ということで有事における飲料水確保のためということですが、構造体を見ますと、包括水槽と遜色ない40トンタイプの構造体というふうに見受けられるわけなんでございますが、これの普段の維持管理のあり方をどのように想定されていますかね。その辺だけちょっと確認させてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 通常の維

持管理、いろんなメーカーの既製品、これは普通防火貯水槽 2 製品のコンクリート系なんですけれども、今回のは鉄製であります。ただ、鉄なんですけれどもお酒をずっとためておく技術的には、そういう技術を使ったものというふうに聞いています。

じゃあ、維持管理ということでですけれども、それほど維持管理費にはかからない。本当に必要なときに使うと。上げて、ふたあけてということで。特別な維持管理は必要ないというふうに確認はしております。

○議長（櫻井公一君） 赤間議員。

○2 番（赤間幸夫君） ちょっと私が知りたいのは、防火貯水槽とこの飲料水貯水槽との相違点で今構造的にお伺いしたわけなんですけれども、いわゆる例えば 1 年に一遍とか、2 年に一遍は総合防災訓練等で使って空にして、一定程度の検査を踏まえ、さらに衛生上の観点を確認して、そして再度使い、水を入れて、保留、貯留をして対応するとか、そういった考え方があり得るのかというところをちょっと聞きたかったんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） この既製品の 2 製品を使う段階で、いろいろ検討したんですけれども、うちらほうに聞いている、今回採用したのでは、大体 1 回タンクに入れると。使わないと、防火貯水には使わないと。ふた密閉状態でいくと、10 年くらいはもちますよということでの話。そういうところがありまして、常にオープンで開けば、補充もしなきゃならない、しなくちゃいけないですけれども、そういうところがありまして、今回この耐水性貯水槽を採用させていただいたということがあります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。片山議員。

○4 番（片山正弘君） 赤間議員とちょっと関連するわけではありますが、水というのはためただけであって、循環はしない貯水槽ということでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） そのとおりであります。ためて密閉しておく状態であります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4 番（片山正弘君） そうしますと、先ほど 10 年間は大丈夫だと言いますが、水そのものは滅菌された状態で 10 年間お酒と同じような保存方法だからいいということで、10 年間は水には問題はないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 採用したときにいろんな検討をされております。そういう中で10年間は密閉した状態ですね。1回あけてしまうと空気と触れるところがちょっとありますので、またそこであるんですけども、そうすれば10年間大丈夫ということであります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そんなにいい技術的なものがあれば素晴らしいなとそういうふうに思っ
て、いいものをつけてもらおうと感謝しているわけですが、そうすると10年以内に水の検査方法というのは、ふたを開けなければ絶対しないということ、途中で水の検査というのはあるのでしょうか。その辺をお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今の段階では、改めての検査は予定していません。ただ、ふたあけたり、多分何回かつくっていきますので、どこかの現場で検査用とか1カ所ぐらい、あけてやったりすることはあるかと思
います。状況を確認していく上で。そういうような場合には水質検査なんかはする必要はあるかと思
いますけれども、今の段階、密閉状態でいけば改めて検査はするという予定ではあり
ません。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○4番（片山正弘君） そうしますと、今回の水槽そのものは、試験する、検査するものは取り
つけないということによろしいんですか。10年間検査することはしない、何か検査するような
施設をつくらないと。ふたをあけなくても検査する方法は何かあるのか、ないのか。それだけ
確認しておきます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 検査用に
附帯施設みたくつけるということはありません。もし、検査するとすればサンプリングと
って、あけて水をとって検査するようなことはあるかもしれませんが、検査用の附帯
施設はつくるということはありません。

○議長（櫻井公一君） 11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 埋設と言いましたよね。手樽地区を除いては心配ないかと思うんですが、
手樽海拔何メートルなのかわかりませんが、浸水したときに万が一、そのときにタンク

からくむことというのはできるんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 浸水してしまうと、やっぱりくむことはできない、浸水してふたをあけても、それはちょっとできないのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 多分そうだなと思ったので、あそこはこの間の津波のときも、浸水したのか、どのぐらいまで上がったのか、浸水しなかったのかどうなのかわかりませんが、そういう津波ばかりじゃない集中豪雨含めて、安全な場所かどうかということでどう判断したのかということです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 台風とか水害の場合、あそこに湛水防除でポンプ場をつくりましたが、あそこがとまった場合でも県道奥松島公園線ありますけれども、あそこまで校庭のほうは高くなっていますから、今まであそこまで上がった実績はないということです。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第110号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第111号 工事請負契約の締結について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第111号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第111号、工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道高城・松島線避難道路整備その1工事に関するものであり、去る10月27日に入札に付し、議案の通り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、延長535メートル、標準幅員6.0メートルの避難道路整備工事を行うものであります。

工期は平成27年3月31日であります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

初めに資料1枚目の町道高城・松島線避難道路整備その1工事の位置図でございます。町道高城・松島線の路線につきましては、起点がナンバーゼロのA点になりまして松島消防署のところの国道45号となります。ここからナンバー3プラス5.0のB点を通り、ホテル新富の前を通りまして、C点、D点を通り蓮池のほうに下っていきまして、大きく左に曲がり独まんさんのところの国道45号のところが終点となります。

全体の延長が1,131メートルとなりまして、赤く塗ってあるところが今回の工事箇所となりまして、施工延長として合計535メートルでございます。

次に、2枚目のA3の資料をごらんいただきたいと思います。平面図・標準横断図・工事概要を示しております。

平面図につきましては、工事施工箇所を示しております。左上図の松島消防署のところのA、B管の延長65メートル区間とその右側図面の桜井宅前から新富亭社員寮までのC、D管延長が145メートル区間と、左に移りまして、同じく新富亭社員寮のDから続けてEまで390メートル区間を合わせまして、工事区間の施工延長が535メートルでございます。

次に、右側の標準横断図をごらんください。平均幅員といたしまして6メートルでございます。車道部が4メートル、両側に1メートルずつの路肩を設けております。表層工のアスファルト舗装につきましては、A、B管とC、D管につきましては通常のアスファルト舗装を施工いたします。D、E管につきましては、この場所につきましては、景観計画におきまして、景観重点地区となっているところから、景観に配慮し、脱色アスファルト舗装を施工

いたします。脱色アスファルト舗装とは、材料である黒色のアスファルトのかわりに透明な樹脂系の結合材を使用して、自然な石の色を出す舗装となります。

仮契約につきましては、10月30日に行っております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今説明ありがとうございます。今回このようにようやっと待望で工事が始まると。全部始まるわけではございませんけれども、でもここまでよく頑張つてようやっと目に見える形になってきたなということで、本当にありがたいと思います。

そこで、質問なんですけれども、まず45号線海岸のほうから、独まんから水主さん、水主までの間が、水主から奥は工事が今度入ると。そういうことでよろしいですね。独まんから水主さんまでのこの幅員、もう独まんさんのすぐ裏が山、岩だと。そして、独まんから入ってきて水主さん側の民地があります。駐車場もあります。その辺の今現状を何でここはできないのか、今どういう状況なのか。その辺を現状どうなっているのか、お知らせください。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 独まんさんから水主さんとこまでにつきましては、まだ調整中でありまして、基本的には岩のところ、あそことても風情がありまして、すばらしい景観だなというふうに思っております。できれば、触らないほうがいいんじゃないかなという部分もありますので、そのまま下のほうだけきちっとして直せばすばらしい景色の中で一応あそこ通行できるんじゃないかと、今考えておりまして、その辺の調整をしたいという考えでございまして、ちょっと時間をいただかないと進まないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 何ともね。苦しいんだと思うんですけれども、何回言ったってなかなか難しい部分があるかなと。今うまい言い方をしたんですけれども。ということは、今回この工事が入ったと。そうすると、この水主さんから独まんさんまでの間は、今後永久的にできないという可能性がありますよ。そんなことはないんですか。あるんですか。調整中なんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 調整が終わりましたら、即工事をしたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということは、すごく希望を持ってよろしいということなんですね。

そうですか。そういうことで、いや本当にあそこがないとやはりもう渋滞の原因にも1つなるし、本当にますます取り組んでいただきたい。これは粘り強くやっていただきたい。最終的には町長の体調がよくなったら、がんと一肌も二肌も脱いで、頑張っていたきたいと。これはよろしく願いたいと思います。

それから、ずっといって、新富さんの消防署のほう、それから上ですね。新富まで、あの辺の調整はスムーズにいつているんでしょうか。まだまだできていないから、まだ工事説明会になっていないと思うんですけども、その辺どうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ちょっと先ほどの独まんさんのほうに戻りますけれども、たとえば6メートルにならなくても、最終的にやる場合のうまくいかなくという判断に最終的になれば、5メートルでも工事をしていきたいというふうに考えております。

それから、消防署のほうになりますけれども、こちらのあいている区間につきましては、まだちょっと自宅というかうちが張りついていまして、その辺がまだ時間調整にかかりまして、その部分で一応今協議中と、地権者と協議中がありまして、時間がちょっとかかるという中で今回は赤く塗った部分については、できるところから進めたいという中でやっていくという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） こういうものをやっぱりここまで来たんだから、住民説明会というのは当然各地でやらなきゃないと、こういうことになると思うんですけどもね。いつごろ予定されておりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） あと業者が決まりましたら、業者と打ち合わせしてできるだけ早いうちに工事の説明会を一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まだだ、未定だと。年内中に考えていますか。じゃあ年内中と。うん、うんと言っていますから、大丈夫ですね。

それから、もう一つ、今度中間地点なんですけれども、独まんさんからずっと入って、瑞巖寺と分かれて、桜井百貨店さんあります。その手前に島がありますね。みさご島ですかね、

あそこ。あそこの島の状況はどうなのでしょう。あそこはどのように、あそこの部分だけ狭くなるのか、どうなりますか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） その部分についても、大変景観がすばらしいということがありまして、地元の意見も2つなんです。残してくれという部分と、取っ払っていいんじゃないかという部分と、基本的には残して、松島らしい風景ですので、ちょっとだけ狭くなる部分ですので、ちょっと待っていただければ気持ちを落ち着けて、車運転していただければいいのかなと思ひまして、残すという方向で今やっております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） なかなかちょっとどういうふうに理解すれば一番……、どうしてもわかります。反対する人と、あそこを残してくれと、いやそこまで。どうしてもだめだというときは、5メートルになるか、6メートルじゃなくて。でなかったら、左側ですね。反対側に振るか。そういうことも含めながら今後検討していくと、こう思うんですけれども、やはりこれはそんなに悠長に構えていられないと、工事入るんですから。そういうことなので、その辺の対策も早急にとっていただきたいと。このようにこれは要望です。そういうことでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（櫻井公一君） ほかに。5番後藤良郎議員。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

CからDまでの地点の標準の横断図がないのは何か意味があるのか。それから、工期が本来に3月の工期で間違いなくできるのか、その辺確認をいたします。

○議長（櫻井公一君） CからDのこと。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） CからD、標準横断図は標準的なものということで、6メートルという形で、このCD区間については、のり面がここ高い場所ですので、下まで伸びていくだけという形になります。その分は入れていなかったということでございます。

それから、工期につきましては一応3月31日ということで、年度内契約という中で予算をとっておりますので、基本的にそれ以上時間はかかるだろうなという予想はしております。いずれその時期になれば、繰り越しせざるを得ないのかといった部分の判断をしたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○5番（後藤良郎君） その場合どのぐらい延びそうな感じがしますかね。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 進みぐあいによって、若干違ってくるかと思いますが、何か月かは一応延びるのかなというふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この復興交付金事業でございますけれども、27年度までというのは国のほうでも動かしていないわけで、その後もやらせてくれといろいろ言っているんですが、とにかく27年度までの結果を見てからだということなんです。国が。そうすると、我々としてもそれ以内にやることはなかなか難しい、延びるよとは言っているんですが、そんなに無制限に延ばすことはやっぱりできないのかなというふうに思っておりますので、まず27年度まで頑張っ、そこから先はいっても1年か、2年はいくかどうかというそういう腹づもりではしておりますので、そのつもりで事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） まずE D間のところで、前に陳情出まして、電柱の地下埋設というお話もあったわけですね。最近、テレビのニュースを見ていると、東京オリンピック招致にかかわって、どこかの議員さんたちが地下埋設と、電柱をなくそうと、そういう法律をつくらうじゃないかということまで出てきて、実現するかどうかはわかりませんが、実際に都市景観としてはパリだとか、ロンドンだとか、行ったことはありませんけれども、電柱というのはないんだそうですね。そういう点では、都市の景観というかな、町の景観をつくる上で、そういう電柱、電線の埋設というのも1つ大きな仕事なのかなというふうに思っています。

特に、ここは景観区域でも重要な区域に入るので、改めて電柱の地下埋設ということが今回の東京オリンピック招致との兼ね合いでも、浮き彫りになってきているのかなという気がするんです。私はね。そういう点で、東京オリンピックになれば松島にも少しはおこぼれはあるんだと思いますし、そういう点でこの電柱埋設について改めて、既にここまで事業が進んできていることなので、改めて組み入れるというのはなかなか大変なんだろうとは思いますが、その辺についてどうお考えになっているかなというのが1つです。

もう一つなんですが、もう一つはC D間ですね。このところのいわゆる――と――と――と――ですか、3軒あるんですが、特に――のお宅のあたりまで行くと、擁壁が大分傾いて、道路側にいるというふうに見てきたんですが、この擁壁の問題というのは、工事との関係でどういうふう処理されていくのか、その辺についても伺いをしておきたい

と思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず私のほうから電柱地中化についての考え方ということで、述べます。

地中化したいというふうには思います。が、今回この復興交付金事業をやるときにここの路線、地中化どうなんでしょうねと言ったならば、電力のほうで車の通るところに地中に埋めるというのは危険だというふうな話も受けまして、歩道部分だったらいいんだけどもということで、実は歩道部分ないので、それで諦めたということなんです。私としては技術的にもうちょっと何とかなるんじゃないかなという気はとってもするので、粘りたかったのですが、先ほど言いましたように27年度、せいぜい28年度ぐらいまでの事業の中でそれをやっていると、間に合わないで、ここのところは地中化は諦めたというふうなことです。

外国の例でも都市部なんかは地中化ありますが、例えば聞いた話ですけれども、スイスなんかの田舎のほうに行くと、地中化するよりは宅地内配線でもってやるというふうなこともあるので、そういうのはどうなんでしょうねと担当のほうにお話ししたら、この地区前にそういうこと言ったんだけど、実現しなかったところなんですよということなので、これも私としては気持ちとしては、復興交付金事業終わってもこの電柱をその路上に持ってこないような、裏宅地配線するような方向で、景観上も今後努力していきたいというふうに思っているところ。あとは、中西課長。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ーの擁壁のところにつきましては、補償の中には区域外です。入っていないということですが、工事前と工事中、工事後ということで事前調査させていただきまして、どうなのかと。工事中でも危険であればちょっと撤去せざるを得ないのかなという部分も十分に頭に入れながら、一応工事に入っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 基本的にわかりました。ぜひ、せっかく景観条例もつくって進めていることですので、余り短期でと迫っても仕方がないかなとは思いますが。ただ、やっぱりせっかくそういう条例もつくって進めている事業ですから、特に松島地区の景観ということについては、埋設も含めてぜひ考えていただきたい。今回舗装しているあそこの町内ですか、の舗装のところも、内町か。電柱が建ったままということになってしまいましたけれども、いずれは地区住民の理解が進んでいくということもあるかと思いますが、全体としてそう

いうことを目指していただきたいということは、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、擁壁の関係なんですけど、そうすると相当ここ下から誰の土地かわかりませんが、用地も買収して土工を盛り上げてきて、工事すると、こういうことにも見えるんですが、車両等も相当大型のダンプが走ったりするのかなと、そうすると振動等でさらに傾く危険性というのにも出てくるかなという気がするんですが、これは全く倒れないと補償しないのか、工事しないのか。あるいは、どの程度傾いたらこれは危険でしょうということで、補償工事のような形になるのか。その辺はどうなんですか。傾くかどうかというのはわからないんですが、実際今何度傾いているのか。それがどのぐらいまで傾いたら、補償工事に入るとかというそういう考え方は持っているんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） まず現工事始まる前の現況調査、どんな状態かというのを把握させていただいて、例えば工事中、だんだん傾いてくるとか、ひびが余計入ったりとか、そういった部分では補償の対象になってくるというふうに考えております。

また、その中でやっぱり動き始まったらとまりませんから、多分崩れるんだらうなという部分もありますので、その辺は十分注意しながらやりたいというふうなことでございます。補償になるかならないかというのは、ちょっと推移を見ないと、何とも、結局工事中の原因なのか、もともとがそうなのかという部分がありまして、その辺はちょっと話し合いにもなろうかと思っておりますけれども、事前にはきちっと説明して入っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、もともと私ら見ても大分傾いているなと、こういうふうに見えるわけですね。それが工事によって促進をされたというふうに見るのか、もともとの原因だというふうに見るのかというのは、これは話し合いでしか決まらないということなんですか。工事がなければこれはもっと倒れないでいたはずだと、向こうは多分言うことになると思うのね。そういうことになればね。それは工事始まったために、傾きが大きくなったというときには、それは危険だという判断をどの程度でもってして、そして補償にするのか、しないのかということは考えておかないとだめなんでないかという気がするんですね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それは、考えておりまして、そういった形になるのであれば、撤

去せざるを得ないと。危険であればですね。危険だと判断できるような状況になればやっぱり判断をしなければならないということになるかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、撤去することになると擁壁を撤去すると土だけ残るわけですね。その擁壁の再生というのは誰がすることになるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 工事に起因すれば工事をやらざるを得ないと。ただ、今の状態が結局どこまで安定しているかというのはちょっとわからない状態なので、ですから工事の前に一応きちっと調査をして、確認をしておくといった部分と、あと工事中だと結局その後工事中になりますかね、結局ね。その後の工事が原因でひび入ったりとか、倒れてきたりという部分については、工事が原因する起因が強くなってきますので、その辺が出てくるかと思っています。実際。その中で補償にするか、しないかという部分をできれば今の段階できちっと本来自分でやっていただければ一番ありがたいんですけども、そういった状態にはなっていませんので。

○議長（櫻井公一君） 町長も答弁したがっているようなので。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） どうも担当話よく私もわからないんですけども、工事に起因すればこちら、起因しなければあちらですね。当然ですね。そうなると思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 非常に単純明快な今のお話だと、私も思います。ただ、問題は現状傾いていて、工事が始まったら傾きが大きくなって倒れそうになったといった場合のどうするんだという話をお聞きしているわけね。だから、現状話し合いだと言っているのも、今現状で話し合っていないと、これは将来的に話し合う余地はなくなるんじゃないかと思うんですよ。これは工事で傾いたんだという話にしかないと思うわけ、私はね。そうすると、補償はこちらでせざるを得ないという話にしかないと思うので、現状の話し合いは何かあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 先ほどから言っていると思うんですけども、工事始まる前にきちっと調査をさせてくださいという話をしていかなければならないということです。ですから、工事が入って倒れてきたらこちらの原因ですから、それは補償工事になってくるでしょうということですね。まだ話はしていませんよ。これから工事始まる前提として、業者決ま

らないとできませんから、話はまだしておりません。これからです。

○議長（櫻井公一君） 今日の議案が通って、契約が成立して、それからだということですね。
ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第111号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第112号 平成26年度松島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第112号平成26年度松島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第112号、平成26年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、10月13日から14日にかけて被害をもたらしました台風19号による災害復旧費について補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、主要事業説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

事業名につきましては、公共土木施設災害復旧事業の単独・雨災でございます。事業の目的になりますが、平成26年10月13日から14日の台風19号により、被災した公共土木施設であ

る道路河川を早期に復旧するために工事を行うものであります。

事業内容といたしまして、道路のり面等災害復旧工事14カ所、河川のり面等災害復旧工事4カ所の計18カ所を行うものでありまして、工事請負費といたしまして1,500万円を補正するものであります。

次のページのA3の資料につきましては、その工事箇所の位置図を示しているものであります。1番の町道根廻・品井沼線ののり崩れから、14番まで道路関係の災害復旧箇所となります。15番から18番までは、普通河川の館ヶ沢川と宮ノ入沢川の災害復旧工事でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） ここで質問していいのかどうかというのは1つあると思っているんですが、台風19号の災害復旧ということで、台風19号は超大型スーパー台風みたいなことで、上陸する前から発生した当初から言われて、非常に大きくなって日本に上陸もしたと。したんですね。それで、大雨を各地にもたらしてきたわけなんですけど、隣の町は避難勧告でしたか、出しましたよね。本町ではそういうものはなかったということで、住民の人たちも何で松島でなかったんだと。こういう話なんですよ。小石浜地区などでも浸水もしているし、西柳なども浸水をしたと。こういうことで、そういう台風が来るのに例えば事前に避難もしたいと思っていたと、しかし避難所すらあけることもなかったと。一体この災害対応はどうなんだと、こういうのが町民の皆さんの中にはあるんですね。

まず、そういう点で災害復旧工事という中身ではあるんですが、災害そのものに対する町の対応、これがどうだったのかということが、今回の台風19号の問題では改めて問われたのかなと。広島等々でも台風18だか17だったか忘れちゃったけれども、ああいう豪雨に関連して、土砂災害が起きたりして、事前に早く避難をさせようとか、そういう考え方が全国的には広まっていていっている中で、そういう中で東松島だとか石巻、石巻なんか当然浸水もしたんですけども、避難を早目に指示を出して、指示といいますか出したという状況があったんですが、松島ではそうではなかったと。こういうふうになっているので、非常に私ら地域に行ってお話すると、何なんだこういうお話を承るんですね。その辺もう少し早い対応が必要だったんじゃないか。今後もしそういう事前に警報等々が長期にわたって各地で出されているような状況が生まれている中で、松島町では一体どういう対応をしようということなのか。この間の広島の土砂災害、今回の台風19号踏まえて、改めて私は考え方の整理を町としてす

る必要があるんじゃないのかと、こういうふうにしたものですから、非常に議題の中心からは外れるんですが、改めてこの場をおかりしてそういう内容についてお聞きをしておきたいというふうに思うんです。実際に、避難したいということで役場に電話した人もいたそうなんですけれども、それは地域で勝手にやってくださいと、言ってみればそういうふうにいわれたという方もいるそうです。あれですよ、高齢者の方ですよ、ひとり暮らしでね。そういう人たちは一体どういうふうに対応したらいいんだと、こういう問題がどうしても出てくるんですね。

ですから、事前の高齢者であればあるほど、事前の早目の避難ということが大切になってくるわけなので、今後の対応方についてその辺について、申しわけないんですがお聞きしたいと思います。議長、ちょっと場外質問になるかなというところ、すれすれという理解をしていただいて、お計らいをお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今の段階の答弁をお願いします。熊谷総務課長。

○総務課長兼危機管理監兼環境防災班長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） 今回台風19号が向かってきますよという中で今早目に避難をするようにというお話であります。今回我々も常にいろんな雨量とか、台風とか常に所見を全部見て、なおかつ職員も全部配置をしている。そういう中で、正直言って悩んだところもあります。どの段階で。ただ、そういう全体的から見て、最初からポンプが負けてしまって、避難としていなかったんですけども、ただ考え方として、雨台風、雨の場合、避難、この辺の判断というのは極端なことを言いますと、ポンプが負けると上がってしまう、じゃあ避難所に逃げる、あるいは自分の自宅の例えば2階というのも避難の1つではあるかとは思いますが、そういう中で今回はちょっとその辺正直なところ、全体的に負けないかなと、ポンプ負けないかなというところがちょっとありました。様子見でいて、なおかつ避難出すときの夜中、12時過ぎました。ということがありまして、そこで避難出すのをちゅうちょしたところあります。早く全然降っていない日中で出すかというところもあったんでしょうけれども、全体的にはそういう意味で出さなかったというところであります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） このどういう段階で避難するのかについては、この前の議会でもご質問を受けまして、やはり一番興味のあるところなのかなというふうに思っているわけです。そういうのも含めて、震災、災害対応の施策をどうしていくのかについて、今作成中ではありますが、ざくっと言ってですが、命に別状があるような場合はやっぱり避難であろうと。

そうでない場合、例えば床下浸水ぐらいであれば命に別状はないので、2階に逃げていただくとか、そういったことのほうがかえっていいのではないかと。やはり、ほかの自治体で避難勧告なりを出したということですが、大きな土砂災害とか津波災害でなければ、軽々しく余り避難勧告とかはしないほうがいいのではないかなと、私としては思っています。

今後、計画の中でもそれも表現したいなとは思っていますが、災害の種類によって避難の仕分けというんですかね、使い分けというんですか、そういったものを明確にしながら町民の方々に示していきたいと。町民の方々はやっぱり心配なものですから、隣の町で避難勧告が出たら、うちでどうなんだべと当然心配になるとは思いますが、適切な避難ということ考えた場合には、避難しないで自分のうちにこもっているということもあるんだということ、しっかりとした検証をした上ですけれども、そういったものをつくって、町民の方々に示してその浸透を図っていききたいと、そういうふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 確かに、軽々に避難勧告だ云々だというのはなかなか判断しかねる部分もあると思うんです。ただ、非常に大きい台風がやってきて、東北、あるいは宮城、松島に来るのではないかと、こういう予測がされていたわけですね。そして、まさしく宮城の上空を、松島の上空を台風は通っていったわけですね。そういう中で、確かに床上が6世帯ぐらいでしたか、今回はありましたけれども。そういう数で言えば少ないんですけれども、いわゆる要介護というか、要援護者のような方々は、事前に把握して、事前の避難というものを位置づけていかないと、いわゆる町で想定している避難勧告だとか、避難指示だということを出してからでは、対応し切れないということになっているというのが私今回の19号の問題だったのではないかというふうに思うんですね。

ですから、そういう要援護者の中でも特に浸水が予定されたりなんなりする地域というのはあるわけですから、最初から。そういうところについては早目に避難所の開設も行って、避難をしていいですよということにしていかないと、いざとなったときはもう大体水が上がってきて、大変だったと、こういうことになるのではないかと思います。

今町長2階に避難すればいいんでないかと言って、2階ない人もいますよ、町長ね。だからよくそのところを要援護者の皆さんの生活と実態というものもよく把握しながら、事前の避難が可能な対策というものを、改めてぜひ考えていただきたいと、こういうふうに思いますので、これはまた要望ということにしますけれども、その辺今回の台風によって感じた町民の多くの方々もそういうことを感じたんじゃないかと思うんです。私は議会報告会

でもたしか出ましたんで、ぜひそういう対応も含めて、検討していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。私の質問は以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） わかりました。今のご意見はしっかり頭の中に入れて、避難計画というものを考えていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） なお、参考までに私のほうから東日本大震災対策特別委員長のほうにも、19号に対しての雨水、排水、避難、こういったもので委員会開いたらどうだというお話はしております。

ほかに、予算についてお聞きします。予算ですよ。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 赤間です。

今回の18カ所の箇所づけ、ちょっと思い返しますと、14日、今雨の降り方とか、アメダスデータ、ウェブニュース等出ている関係で、時々刻々とわかるわけですが、この18カ所の箇所づけをどの時点で、パトロールし、把握し、あるいは地域からの声として上がったものを掌握してここに置いているのか、その辺だけちょっと確認しておきたいんですが。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） パトロールにつきましては、14日、降り始めが13日の午後2時ごろから、14日次の日の午前7時ごろまででしたので、町職員集まっていただきまして、パトロール1回させていただいております。全体ですね。そのほかに建設課は建設課で、独自にパトロールさせていただきまして、一度。それから、地域からも区長さんたちもなれてきたと言ったら失礼ですけれども、こういった部分ありますよといった部分のご報告がありますので、大体1週間から2週間ぐらいで全部まとめてということで、今回臨時議会ありましたので、これで間に合うような形での精査をさせていただいた形で、18カ所と。これ以外にも直営で9カ所ほど、町職員でというか、建設課の維持のほうでやっております、そういった部分については対応しているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） ありがとうございます。いみじくも、今課長がおっしゃった直営班でやった部分もあえてどこかに記載があったりすれば、この分はじゃあ除いて18カ所なんだと。18カ所も特に自前でパトロールしたもの、あるいは地区行政区から声として上がったもの、それを14日以降に1週間後あるいは2週間後でこのような把握をしてというのをちょっと事前に説明いただければよりわかるのかなというところ。

それから、今回26年度末までの工期として展開されるんでしょうけれども、それらがまさしくこの範囲だけで収まりをつけるという考え方が一定程度示されれば、これまた予算づけでわかるのかなというところを思いましたので、あえて質問しました。今後ともそういった対応をひとつ望みます。お願いします。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋であります。

先ほど議長のほうから予算に関連してという話ですけれども、予算に反映されなかったこともあるのではないかなと思ひまして、ちょっと質問させていただきます。

というのは、この災害、台風で災害復旧箇所今回は載っていますけれども、そのほかに私たちが10月18日に議会報告会がありまして、その中で土砂崩れとか、のり面のくずれとかばかりでなく、やはりこの台風で各地水浸しになったと。なおさら、今回の台風で稲刈りが終わった後で、その稲わらが浮いて、それが道路にのり面、農免道路に上がったり、側溝に詰まったり、それから田んぼの刈り方終わった人の稲わらが逆に今度は別の田んぼの地権者のところに行って、それが物すごい厚さでたまってしまうて、どうにも手に負えない状況にあったと。

そういう状況をまず個人の力ではなかなか無理だと。何かの対策をしていただきながら、やっぱりその後始末ができれば、できないだろうかとひとつお話をいただきました。その中で、当然そのときの台風の中で各地でそういった排水等で、排水できなくなった状況で、個人の方もあるだろうし、その地区の方もあるだろうし、あと改良区の方々で出て、早急にやられた方もあります。なおさら、自分の田んぼでないところからわらが来て、早急に上げてそれもあぜに上げてそのままに置いておいたところもありますし、そういったところで今度乾いたら燃やし始めるといふか、焼却しているわけですね。その焼却とかの段階での許可とか、そういうもの、行為がいいのかどうか。そういったものはある程度産廃になるんではないかなと思っているんですけれども、その対処法なんかについて一応町の関係で対策がとれればいいのかなと思っているんですけれども、まだまだ後遺症としてありまして、どういふふうに対処していいか今わからない状況なものですから、その辺をお聞きしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） ちょっと若干時間をください。今所管でミーティングしていますから。

先に中西建設課長のほうから。

○建設課長（中西 傳君） 申しわけないですけれども、一応わかる範囲で。基本的にこれま

でも大きな台風とか雨が来た場合は、稲わら、稲刈り終わった後すぐ、こういう現象起きますので、これも経験しているわけなんですけれども、基本的に改良区とか整理組合とか地域で片づけてくださいという方向性はございます。それでもできない場合については、町でも一応協力しながらやっていきたいという考えがございますので、ご相談を受けないとちょっと地域、地域ちょっと事情が違いますので、そういった形をとりたいなというふうには思っております。

あと、先ほどの稲わらについては、一般廃棄物になりますので、基本的には燃やさないで、投げてもらわないとだめですね。そういった形になろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） ですから、やっぱりそういったものを1つ、産廃の状況になるわけですね。ですから、その処理の問題もあると思うんです。ただ、これが個人でやったらいいものか、人のうちから流れてきたものですから、自分のうちのだったら何とかかなと思うんですけれども、自分のうちはちゃんと後始末と掘って、稲わらの残ったやつを掘って、きれいにしてあるわけですよ。ところが、隣の田んぼとかそっちの別な田んぼから全部流れてきて、自分の田んぼにたまっちゃったと。それをあげて、燃やしているような状況もありますし、あとはもう今言った関係でたまって堀なんかにもたまっていますし、そういった状況をどういうふうに処理したらいいのかと、ひとつ今あるわけなので、それも先行して聞きながら、箇所、箇所多分まだまだあると思うので、そういうところもまた確認しながらやっていければなと思うんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） うちのほうであれば、建設課と農水にそういう情報が来ているのかなと思いますけれども、農水のほうでは今のところ来ていないということです。そういう相談とか来ればということもありますので、今私たち、町長と私には情報が入ってきていないというところもあるので、あとそれが原因が台風と。ただ、農地の稲わらはそこで刈った後に、そのままわらを残していたのが、隣の田んぼとかいろいろあるということなんで、これはじゃあ町でしますとか何とかというのは、今の段階ではちょっと即答できないところもあるので、ちょっと現場を見ながら、状況も見ながらという答弁にさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） いいですか。高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） こういった話があった後、町の産業観光課のほうにもちゃんと伝えておいているはずです。そのことは確認していますし、きちっとお話しだけは通して、こうい

う状況があつてこういうお話をしたということで、状況だけはお話はしておいてあります。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 建設課のほうに多分一緒くたに松島町という意味で言っているかもしれませんが、2カ所ほど来ております、相談はですね。幡谷のほうとそれから手樽のほうということで、来ておりまして、一部町職、うちらも手伝って上げたり今はしております。ですから、ちょっと場所場所の基本的に自分たちの稲わらなので、自分たち片づけなさいという原則があるんですけれども、これまでもそうしてきております。基本的には。ただ、それを超えて何とかという部分に相談受ければ、それなりに相談を受けて対応したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 小幡さんちょっと待つて。高橋さんいいですか。じゃあ、次6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 小幡です。

同じように桜渡戸で町長に町政懇談会でお願いしたとおり、またあの橋桁で水をかぶりまして、太齋さんの田んぼが稲わらでびっしりになりまして、2人がかりで片づけまして、田んぼをきれいにして、お返ししております。

今建設課長には、桜渡戸の被害、区長から出たと思うんですが、このように復興事業でやっていただくようになっていますけれども、基本的にはわらの分は何か地元でやるよと。ただ、土砂崩れとか、いわゆる機械がなければ直せないような自然災害なので、それは何とか町のほうでやってほしいと。土砂崩れですね。そういうものはお願いしましたけれども、わらぐらいなら何とかやろうということで、地主さんの了解を得たものですから、我々で片づけて、田んぼになって早目に腐るように、土に返るように、そのようにさせていただきましたけれども、水道、町の上水道のところには町のあれは水道課ですか。全部あそこにたまりましたから、シルバーが来て全部集めたようでございますし、だからこの状況は、桜渡戸なんかはとつくにもうはっきりしているわけですから、4時半のときには橋桁に水が、大丈夫、これぐらいあいていたんですけれども、たった30分でぐるっと回りまして、初原からぐるっと回って戻って5時になりましたら、あふれていたと。本当にバケツでまけるような雨というのはそのことだろうと思いますけれども、それくらいの集中豪雨でしたから、一気にあそこの橋でまたあふれて海になったということですね。

そんなことで、今言うに普通であれば、個人の負担で弁償しなければならないわけですがけれども、こういう自然災害のところの大きいところ、今議会報告会の話も出ましたけれども、

やっぱり北小泉じゃないあそこは、下竹谷地区のところでもいわゆる水路の整備がきちっとされていないために、今回水害でかぶったと。だから、何とかしてほしいみたいな話が出てまいりましたけれども、そういう一気に吹き出してくる今の災害のあれに対処するには、とにかくみんなの力を合わせなきゃだめだということですよ。1人どうのこうのというのじゃなくて。

それと、そういう地区であふれていくというのは、もう本当に下竹谷の人たちも言っていて、現地も視察してきましたけれども、やっぱり普段の水道関係のあるいは向こうだとポンプアップしているんですか、そういう機能の問題とか、やっぱり根本的に見直さなきゃならない部分というのは、あるような気がしています。

我々は、議員ですから、自分たちでできる分は自分たちでしなさいよと、少なくとも桜渡戸にはそういう話を皆さんにしていますけれども、こういう災害ですから、大きいものはやっぱり機械力がなければできないようなものは、ぜひ申し上げていきますので、取り上げていただければなというふうに思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 一応要望ということでよろしいですかね。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第112号平成26年度松島町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成26年第3回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後3時22分 閉 会